

**平成 27 年度第 3 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会
労働者安全衛生対策部会**

日時：平成 27 年 12 月 8 日（火）13：30～16：30

場所：杉妻会館 3 階 百合

○事務局（濱津副課長）

ただいまより、平成 27 年度第 3 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を開催いたします。

○事務局

まず、当部会の部会長である福島県危機管理部政策監の玉根より御挨拶申し上げます。

○玉根危機管理部政策監

本日はお忙しい中、第 3 回となる労働者安全衛生対策部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、午前の部、環境モニタリング評価部会に引き続いて出席いただいている委員の先生方、ありがとうございます。

前回の会議以降、サブドレン計画の運用が開始されるなど汚染水対策の取組が実施されておりますが、長期にわたる廃炉作業が安全かつ安心して行われるためには、何よりも作業員の方がしっかり働ける労働環境が大事だと思っております。今回は、先月末に東京電力が実施した作業員の方に対するアンケートの結果と今後の労働環境改善の取組、そして、作業員の方の健康管理体制などについて確認したいと思います。また、前回から引き続き議題となっております労務費割増分の支払いに関する取組の進捗状況についても確認をしたいと考えております。

本日は、委員の皆様、そして市町村の皆様をはじめ、多くの意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

本日出席いただいている専門委員の紹介をいたします。

まずはじめに、石田専門委員でございます。

次に、岡嶋専門委員でございます。

次に、兼本専門委員でございます。

次に、宍戸専門委員でございます。

次に、高橋専門委員でございます。

次に、長谷川専門委員でございます。

次に、村山専門委員でございます。

次に、山口専門委員でございます。

そのほかの皆様につきましては、時間の都合もございまして、お手元の出席者名簿をもって紹

介に代えさせていただきます。

議題（１）労働環境改善に係るアンケート調査結果について

○事務局

それでは議事に移ります。ここからは部会長である玉根政策監が進行いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（玉根政策監）

お手元に資料が数多くあるものですから、説明にあたっては資料ナンバーとページ名をお示しいただきながら説明していただきたいと思います。また、ポイントについても絞っていただいて、説明の内容については簡潔にお願いしたいと思います。ただ、留意点については重ねて説明していただくようお願いしたいと思います。

まず、議題の１つ目であります「労働環境改善に係るアンケート調査結果について」でございます。東京電力から、アンケートの結果、そして今後の取組内容のほか、設計上の労務費割増分に関する取組について 15 分程度で説明をお願いしたいと思います。

○東京電力

福島第一廃炉カンパニー労働環境改善グループの大矢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、先般実施をしましたアンケートの結果と、労働環境のスケジュールという資料が配られておりますので、現在進めている内容、今後のスケジュールというところを簡単に触れたいと思います。その後に労務費割増を石田からという形になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、今般行いましたアンケートの結果ということで、資料が 1-1-1、1-1-2、1-1-3 でございます。1-1-1 が概要版になります。1-1-2 がすべての項目に関する回答を載せてある詳細版、1-1-3 が自由記入欄の御意見であったり、改善の要望や対応をまとめた資料になります。本日は時間もございますので、ポイントをまとめた 1-1-1、概要版をご覧になっていただきたいと思います。

まず、今回のアンケートの実施ですけれども、1 ページ目の上のところ、黄色く囲ってあるところを見ていただきたいと思います。回答者数 6,527 名、配布の数が 7,558 ということで、回収率が 86.4%になります。これまで 5 回実施しておりますけれども、一番よい回収率という形になっております。

結果のほうに入っていきたいと思います。まず、労働環境面というところで、棒グラフを見ていただきたいと思います。労働環境の評価の推移ということで、4 回、5 回、今回で 6 回というところを、各項目の比較をしております。

見ていただきますと、①から⑧までの項目がございますけれども、内容につきまして、第 6 回がポイントがアップしております。増加の傾向ということで評価いただいているところでございます。

①につきまして若干、入退域管理施設までの移動の利便性が前回より悪くなっております。こちらについては、福島第一は入り口のところに事務本館を建設しておりますけれども、その関係で、

若干、入退域管理施設までのアクセスとか駐車場がちょうどアンケートを実施しているときに減ってしまったというところが原因で、少しポイントが下がっているというところがございます。

その横、円グラフを見ていただきたいと思います。これまでの取組の評価ということで、各項目、大型休憩所の設置であったり、食堂の運用、昨年から今年にかけて運用している内容の評価というところです。「良い」という項目が青になっていますので、ほぼ7～8割の方が「良い」という評価を今回いただいております。

主な改善要望と環境改善の取組というところは次のページになっていますので、2ページ目をご覧ください。

まずは、先ほども申しあげました入退域管理施設までの移動で「良くない」と感じているのは、先ほど申しあげました構外駐車場が足りないことがございます。その下のところ、構内の駐車場も、休憩所から構内作業現場までの移動という項目が「良くない」となっており、休憩所の周辺に駐車できる場所がないことで、若干、構外・構内駐車場の確保という点で少し作業員の方々から不満が出てきております。構外につきましては、今、普通車・大型車を合わせて500台ほどあるのですが、28年の2月ぐらいまでに700台に拡充するという形で進めております。構内につきましては、なかなかスペースが空いているところがないということもあるので、長期的に放置している車両などが結構ありますので、その辺の撤去・整理を進めて構内の駐車場も拡充をしていくということで検討していきたいと思っております。

また、休憩所の拡充についても少し意見が集まってきております。休憩所の使い易さという項目で、休憩所が狭いという形で少し「良くない」という意見をいただいております。こちらについても、今度、構外のほうになりますけれども、1,000人規模の仮設の休憩所の設置を進めていきたいと考えております。

その下のところ、シャワーの設置でございます。これは自由意見で昨年ぐらいからいただいていた意見がございました。仕事の後、汗を流したいとのことで、こちらについては大型休憩所の3階に、来年の4月を目途に今工事を進めております。だいたい30人分のシャワーの個室で工事を進めている形になります。

次の項目に行きたいと思っております。3ページ目になりますけれども、これについてはアンケートの「やりがい・不安面」に観点を当ててアンケートした結果になります。上にやりがい、真ん中に本人の不安、御家族の不安がございます。数字的には前回より良い方向に今回も推移しております。おかげさまで「やりがい」につきましては半分以上の方に福島第一で働くことにやりがいを感じていただいているという結果になっております。

不安につきましても、前回、だいたい50%だったのでございますけれども、50%を超えて、「不安を感じていない」という数字が伸びているというところがございます。不安の内容、一番の不安の原因は、やはり放射線に関する不安が、本人、御家族ともに感じているという項目になります。

やりがいというところで、福島第一に関する新聞とかニュースでトラブルなどの話題が多くて、働いているというのを自慢できないという状況があると作業員の方からもありまして、そういうところを払拭するため、我々としましては、プロのカメラマンを使って作業員の方の写真を撮ってポスターとして掲示して外に発信して、皆さん方にエールを送り、それを通して働くこととか作業することへのプライドとかやりがいを持ってもらうというところでポスター等の掲示、これについて

はアンケートでも、自分も写りたいとか、ぜひ第2弾、第3弾を作成をしてくださいという話も多く寄せられております。

また、一番下のところになりますけれども、「1 FOR ALL JAPAN」という作業員の方とその御家族の方のためのウェブサイトも10月にオープンしております。作業の内容であったり作業員の皆さんに知っておいていただきたいことなどを発信していく場としてのウェブサイト、御家族の方にもぜひ理解してもらいたいということです。ぜひ後でご覧になっていただきたいと思っておりますので、こちらのURLで見いただければと思います。

「不安」のところになりますけれども、やはり先ほども申し上げたとおり放射線の不安が多いので、放射線の被ばくの早見図であったり、構内各所の線量率のモニタの設置と、その場で目に見えて線量率がわかるというところで、それもかなり台数を増やして設置をしていくというようなことで考えております。

続いて4ページ目、最後のページになりますけれども、こちら「就労環境面」ということで、いろいろ法的に制限がある内容になります。賃金の割増につきましては、前回から割増について説明を受けたとか、そのとおりに割増されているというところを今回は非常に数字がアップをしております、大きく改善した内容かと思っております。

また、労働条件の書面での明示というところも、前回から「書面で説明を受けている」という内容では10ポイント、「説明通り支払われている」というところは若干ですが増えているというところで、改善の傾向が見られます。

また、偽装請負の調査についてですけれども、前回疑わしい内容が増えてしまったのですけれども、その後、元請企業のほうとも協力をしながら調査をして、今回、こちらの右側の作業指示する会社と賃金を支払っている会社が違うというところが偽装請負が疑われる事例になりますので、その辺は今回14.2%ということで減っているということでございます。とはいっても、まだ若干そういう事例が起こっているというところがございますので、改善が必要な回答につきましては、具体的な企業名が書いてある回答もありますので、その辺は元請けと協力しながら実態調査をして、疑わしい事例は是正し、福島労働局様とその辺は情報共有をしながら、結果については公表していこうと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

アンケートについてはそのような形になります。

続いて、資料1-1-4を見ていただければと思います。労働環境改善のスケジュールというところで、これは毎月、中長期ロードマップの中の労働環境改善の中を出している資料でございます。今後のスケジュールを含めて若干ポイントを説明したいと思っております。

まず、1番目のところ、防護装備というところになりますけれども、防護装備の適正化の検討というところで、一般作業エリアの拡大の検討でございます。ちょうどこれが本日から拡大をしております。先週公表しまして新聞の記事になりましたが、下のマップの真ん中のところ、ちょっと小さい図で申し訳ないのですけれども、緑のところは今回新たに一般服で可能なエリアになっております。主だったところを言いますと、①が入退域管理棟、下のところが正門のあたりから大型休憩所というところから左側のほうに今回緑のラインが延びております。その先が企業関係の休憩所であったり企業センターであったりということで、作業服で行き来ができるという形になっております。あとは免震棟のあたりの駐車場のところを拡大したり、雑固体廃棄物、⑩番になりますけれども、

そこのあたりを除染等をして新たなエリアとして拡大しているというような内容が今回の拡大になっています。今後も、除染であったりフェーシング工事をして線量の低減を進めていくという計画になっています。

その下のほうを見ていただきます。3番のほうが健康管理というところですよ。その1点目は長期健康管理の実施というところですよ。厚生労働省様の指針をもとに、東京電力もそれを拡大して、被ばく線量が100ミリ以上の方、50ミリ以上の方を、がん検診、甲状腺の超音波検査を実施していくというところがございます。これについては年度ごと毎年周知をして、問い合わせの対応や検査の実施の案内などを計画的に進めているところがございます。

インフルエンザの予防接種は今年度も実施しております。10月末から12月の初めぐらいまで、先週まで1Fの大型休憩所の中で接種しておりました。1月29日までは近隣の医療機関のほうでも無料でできるような形になりますので、1月末まで予防接種を続けていくというところがございます。

一番下の救急医療の関係ですけれども、1Fの入退域管理棟の中にER（救急医療室）がございます。そこの先生の確保を計画的に実施していくというところがございます。

裏面にいきまして、一番上の作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握というところで、こちらも毎月、企業に、向こう6カ月の作業日数と予定ということで報告をいただいております。今現在ですと11月の実績や10月の工事の予定に伴っての人数等をいただいて把握をしているという形です。地元雇用率も今は全体の半数ぐらいの方が福島県内からということで推移をしているというところがございます。

その下あたりは先ほど御説明をしたアンケートを実施したりとか、大型休憩所の食堂の改修であったり、食堂につきましては11月の30日から大型休憩所の2階ということで本工事が終了して運用が開始されているというところがございます。

下のところ、新事務本館の建設というところが、予定ですと来年の8月を目途に今工事を進めています。新事務本館になりましたら、今の新事務棟の事務所が移りまして、各企業さんの企業棟の計画も今検討しているというところがございます。

足早でしたけれども、以上がスケジュールでございます。この後、割増の説明者にかわりたいと思います。

○東京電力

それでは、引き続きまして資料1-2でございますけれども、「設計上の労務費割増分の増額」に関する取組ということで、私、廃炉資材調達センターの石田と申します。よろしくお願いたします。

まず1番、これまでの取組につきましては、まさにこの部会でお話をまいりましたので、時間の関係もありますので省略をさせていただこうと思います。これまでの資料とは見せ方を変えまして、見やすいような形で作っております。

裏を見ていただきましてシート2枚目、これまでの取組2/2ということで、私どもがお仕事をお願いする企業さんは安全推進協議会（安推協）に入っているところと入っていないところと大きく2つに分けることができます。安推進に入っていない企業さんというのは単発的、スポット的

にお仕事をお願いしているところ、安推協に入っている企業さんというのは継続的、重点的にお仕事をお願いしているところということで、大きく2つに分けております。対象企業さんの数としては、安推協が41、それ以外が26ということで、全部で67の企業さんにお仕事をお願いしているところではあります。

この表の中で、ヒアリング（ステップ1）と、実効性確認作業（ステップ2）とありますけれども、ステップ1については労務費の割増の増額について、どういうふうにやりますかということの確認、ステップ2については具体的な工事件名ごとにどういうふうになさっているかということの確認作業になります。先月末現在ですけれども、ステップ2のところの「f」の欄の、終了したというところが58社あるというような状況になっております。新規の取引先さんですとか、まだ契約が済んでいない件名ですとか、あるいは対象外というところ、※印の3番に書いてありますけれども、これは去年の3月、4月の段階で仕事が終わってしまって、以降は発注がない取引先さんということもありまして、かなり時間もたってしまったことで、確認作業の対象外とさせていただいています。

下のほうへまいりまして、シートの3番目、労務費割増の増額となりうる対象工事の発注先と作業員数というところではありますけれども、累計で1,640件のお仕事をお願いしております、うち94%の件名が安推協に入っている企業に発注しております。一方、作業員さんとしては、アンケートの回収の数ではありますけれども、6,527と、先ほどの最初の矢野からの話の中でも回収数というのがありましたけれども、作業員さんはほぼ安推協に入っている企業の作業にかかわっていることが基本的に多いというような状況でございます。

続きましてシート4、5へまいりまして、アンケートの結果ということで、シートの4のほうで、作業員さんの賃金改善について取り組んでいる、その取組について雇用企業さんから説明を受けましたかということで、第5回は去年の数字、第6回が今回の数字ということで、「説明を受けました」あるいは「検討中」ですということを含めて、今回は90%弱になっています。それからシート5番目として、シート4番の質問で、「割増賃金や新規手当について説明を受けた」という方へ追加の質問ということで、「現在あなたは説明を受けた通りに割増賃金や手当が払われていますか」ということを確認しています。こちらの回答順番関係でグラフが見づらくなっていますけれども、「割増される時期から説明通り割増されている」という方が、前は6割弱だったものが、今回は9割弱ということで、こちらについても改善の傾向があると判断しております。

それから、次にまいりましてシート6です。今ほど申し上げましたように、アンケートの結果といたしましては前回の第5回目より大きく改善していると思っておりますし、また、この施策の趣旨につきましては、協力企業さん及び作業員さんに浸透しつつあると判断しております。

今後の進め方につきましては、大きく分けて、これからお仕事をお願いする新規の取引先さんと、それから、もう既にお仕事をいただいている既存の取引先さんというふうに分けることができますけれども、新規の取引先さんの場合には、これまでと同様に私どもから見積をお願いするときに、この施策の趣旨の説明ですとか、こういった確認作業をさせていただきますよということをお伝えしていくこととしています。ただ、そうはいつでも契約規模とか内容、あるいは施工体制図も踏まえてその辺は対応してまいりたいと思っております。

それから、既存の取引先さんにつきましては、先ほど申し上げましたように安推協に入っている

ところとそうでないところと大きく2つに分けられますけれども、安推協に入っているところにつきましても、2回目の確認作業についての話なのですけれども、第5回のアンケート結果ですとか、作業員さんの数が圧倒的に多いということも踏まえまして、この6月から27年については確認作業を開始しているところです。それから、今後も確認作業については定期的な実施をしていく必要があるかと思っております。前回よりよくなったとはいえ、それが一過性でないかというのはまだわかりませんので、そういった意味で定期的な確認をしていく必要があるかと思っております。

また、確認作業の効率化ということも考えなければならぬと思っております。例えば、安推協の企業さんの中にも、協力企業を使っていない企業さんの中にはいらっしゃるが、全部自社で完結をしているというような企業さんがいらっしゃいます。また、毎年同じ件名、同じ工事体制で実施をしている企業さんもありますので、そういったところは毎回同じことをするのもどうかという気もいたしますので、対象外というふうにしたいと思っております。

また、シートの7番目ですけれども、既存の取引先さんのうち安推協に入っていない企業さんにつきましても、実は1回目の確認作業をしたときに以下のことが明らかになったということで、こういった形に当てはまる場合には確認作業の対象外としてもいいのではないかと思っております。1つは、先ほどと同じように、協力企業を使わないで自社で完結をしている、もう1つは、協力企業として、これまで実効性の確認作業を実施したことがある会社を使っている場合と、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、先ほど、これらの企業さんというのはスポット的に単発的にお仕事をお願いするという話をしましたけれども、現場のことをよくわかっていらっしゃるのやはり安推協の企業さんが一番よく現場のことをわかっていて、そういった意味で現場作業を協力企業として安推協の企業さんを1次の協力企業として使うというケースがあります。そういったときには、同じ系列の協力企業さんといいますか、そういったところを使うことが多いので、そういった場合には既に確認作業を行っておりますので、そういった施工体制図の場合には、私どもも対象外でいいというふうに思っております。

それから、今後の進め方の(3)番といたしましては、そうはいっても、相談窓口へ声が寄せられていたり、あるいは今回のアンケートにも自由記載欄がありますので、そういったところの対応というのは引き続き実施をしていくというふうにしております。

先ほどちょっと申し上げました2回目の確認作業の実施状況ということで、対象外となりうる企業さん、例えば直営で協力企業さんを使わないとか、従来と同じ体制ですとか、そういった形で安推協に入っていないところについては、対象19社のうち18社はそんな形になっております。安推協に入っている企業さんも、そういった直営で下請企業さんを使わずに完結をしているといったところが4社ほどございます。そういった意味で、11月30日現在、先月末時点で2回目の確認作業が終了しているのが29社ということで、残りについては対応してまいりたいと思っております。

最後、シートの9番目ですけれども、設計上の労務費割増の増額の3つの対応ということで、赤い字で書いてありますけれども、1番としては施策の実効性の確認作業というのをさせていただきます。2番目としては、1番目のほうは企業対企業という位置づけ、2番目としては作業員さんに対するアンケート調査、これは先ほどもお話がありましたように公表しますよと。3つ目としては個別事案への対応ということで、相談窓口へのお電話ですとかアンケートの自由記載欄について個別に一つずつつぶしていくというようなことで、これを形あるものにしていきたいと考えております。

す。私からは以上でございます。

○議長（玉根政策監）

アンケートの結果について説明をいただきましたけれども、労働条件に関する内容については厚生労働省と協議することになりますので、福島労働局から今後の取組内容について説明があればお願いします。

○福島労働局

福島労働局健康安全課の伊藤と申します。

今回のアンケート結果につきましては、東京電力さんから情報提供していただいておりますので、担当部署で調査を行い、必要な指導等を行うこととしております。また、各事業者、労働者の皆様の御理解が必ずしも十分に得られていないというような事項もございますので、そういったことにつきましては東電と連携しながら周知を図るというようにしております。

以上です。

○議長（玉根政策監）

ありがとうございます。

それでは、今、説明がありましたけれども、御質問とか御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○石田専門委員

御説明ありがとうございます。先ほどの資料の一番最初の1-1-1で、先ほどの説明の中ではスキップされてしまったのですけれども、3ページの右下のところに「不安緩和のための取り組み」というところがあって、その3項目のところに白血病の労災認定うんぬんと書いてあるかと思うのですが、これは先々月、10月にマスコミ、テレビ・新聞等を通じてかなり大きく報道されていたので、実際、東電の作業現場で働く人たちも見ていますし、さらにはそこで働いている方の御家族の方、奥さんとかそういった方も見ていて大変心配される方もいるのではないかと思うのですが、この労災認定について、これは労働者の救済のためのもので、一定の要件があれば認定することですので、今回の認定は自然の流れでされたとは思いますが、東電としては、実際に中で働いている労働者の方々に対して、そういった本来の労働者救済のための趣旨で対応しているというようなわかりやすい解説などはどのようになされているのでしょうか。

○東京電力

今回の白血病の認定に関しまして、厚労省さんから放射線被ばくと今回の白血病の労災の認定の経緯とか、その辺を説明した資料をいただいております。基本的には、こちらの資料の中にもございましたが、労災の認定の基準、年間5mSvという基準があるかと思うのですけれども、それがイコール白血病を発症するという境界を表すといったところではないというのが厚労省様から示されていますので、科学的に被ばくと健康の影響の因果関係などを示されたものではないというような

ところも改めて社内、また、ウェブサイト、「1 FOR ALL JAPAN」は作業員の方、家族の方、また一般の方ももちろん見られますので、そちらにも、厚労省様から出た資料を改めて載せて、労災イコール発症ということではないというところを東電からも周知をさせていただいているというところでございます。

○議長（玉根政策監）

すみません。この件につきましては、議題3の被ばく低減化対策のところ労働局さんからも説明をいただくようになっていきますので、これは議題3のところで見たいと思います。そのときにまた議論を深めていただければと思います。

○兼本専門委員

いろいろなアンケートをされていて、徐々に改善が見られると見受けられたのですが、作業員や家族の方の不安はまだ多いかなとこのデータを見て思いました。今の「不安緩和のための取り組み」というところで、ウェブにいろいろ載せているというのはわかるのですが、不安を持っている人が必ずしも見ているわけではなくて、その観点で、例えば直接の説明会とか、家族対象の見学会、そういったことを考えておられたりはするのでしょうか。

○東京電力

これまでやってきた取組でいいますと、先ほども申し上げたとおり、やはり被ばくによる健康への影響、不安のところになりますけれども、昨年から今年にかけてが一番多いこともありますので、「被ばくによる健康への影響」という講演会を実施しておりまして、その講習会に参加された方だけではなく、DVDを作成して各社に配布をして、各社の中で研修等、広く周知をしてくださいという取組もしております。今後、要望があれば、またそういう形で第2弾の実施も考えているところでございます。

○兼本専門委員

そのほか作業員から要望等はないのですか、

○東京電力

作業員の方から、基本的には、先ほどもお示しをした放射線の被ばくの早見図とか、定期的な除染を進めた結果、どのくらいの線量があるのかというところを現場にも表示をしたり、あと、モニター設置をしたりというようなことは要望に対して実施をしているというところでございます。

○高坂原子力総括専門員

労働環境に係るアンケートをやっていた結果を見せていただきました。大型休憩所の設置とかについては全体的に良い評価をいただいているということで、70%とか80%ですか、良いことだと思いますので、こういうことは続けていただきたい。ただ、御説明がなかったのですけれども、この70%、80%に入らないほかの人たちの否定的な意見というのが非常に重要で、それについては

今後の労働環境の改善につながると思います。数が多くて大変でしょうけれども、資料1-1-3において、それぞれアンケートで「良い」と答えなかった方たちからの改善要求をまとめた資料がありますので、これについてはできるだけ改善に結びつけていただきたいと思います。

それから、アンケート調査で大事なものは、それぞれ改善提案したものがどう反映されるのか、あるいは改善に向けて検討しているかということ、アンケートを出した人に伝わるように、フィードバックをタイムリーにかけていただきたい。東京電力として労働環境改善に取り組んでいることを果たしていただきたいと思います。

それからもう一つ、労働賃金の割増手当のアンケート調査結果が、別な資料1-2にありました。こういうアンケートで特に気になったのは、4にありますように、非常に少数かも知れませんが、賃金割増や新規の手当を受けていないという、やはり労働賃金の割増の不満というのは負の問題を引き起こすおそれがあるので、粘り強くフォローしていただきたい。こういう不満を持っている方に対してできるだけ改善につなげるような努力をしていただいて、全体として安全な労働環境をつくっていただきたいと思います。

○東京電力

このアンケートの今回の結果を含めて、また、資料1-1-3の要望事項の対応は、結果についてはJヴィレッジと福島第一の入退域管理棟、作業員の方が多く通るところに張り出しをしておりますし、どのような対応で、要望に対応していったかということも、また新たな資料をつくって、順次、順次公表していくという形のフォローをしております。また、先ほどのウェブサイトのほうにも、対応については載せる予定でございます。

○東京電力

今、賃金のお話を伺いましたけれども、これにつきましても、自由記入欄のところ、説明がないという企業さんの名前が挙がっているところについては個別に確認しています。それから、作業員さん、あるいは請負企業さんは出入りが割と激しかったりするものですから、そういったこともある程度見据えて、アンケートのときにはまだ作業員さんが入ったばかりというケースもなきにしもあらずでしょうから、この辺については元請企業さんの情報というものもあるのですが、その都度、作業員さんには必ず割増の取組については十分御説明くださいということをお願いをしているということで、そういった対応をしまいたいと思っております。

○原子力規制庁

原子力規制庁ですけれども、2点あります。

まず1つはシャワーの設置です。これは我々規制委員会もできる限り早く設置してもらいたいということを廣瀬社長に申し上げていたことですが、これが4月を目途にできることになりましたので、これはよろしいことだと思います。夏の時期、特にかなり汗をかかれますので、汗が冷房などで冷えた状態で食事をするとか休憩するとかということになると風邪をひきやすくなるということもありますので、シャワー室については引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

その上で、1つは、資料の説明にはありませんでしたが、資料1-1-2の間8、「構内の現場環

境について」というところです。この中で、「全面マスクで見にくい・声が聞こえづらい」というものがやはり気になっているということです。これは前々から申し上げているとおりですけれども、全面マスクを着けていなければ起き得なかった事故というのも少なからずあるだろうと我々は考えていまして、そういう意味においては、この問題はしっかりと受け止めなければいけないと思っています。

そういう意味で、問 13 のところでは、全面マスクの着用が不要なエリアについてということで、これに特化した質問が出されていますけれども、この中の問 13-3 を見ていただきたいのですけれども、問 13-3 のところで、1 つ目は「全面マスク着用が必要なエリアにまたがって仕事をしている」、これは仕方ないということで、どこか取り替える場所があれば取り替えて作業をしていただくということになると思いますが、問題は 2 番の「被ばくによる健康への影響が不安だから」とか、5 番「全面マスク着用を不要とするエリアの運用がよくわからない」、6 番「使い捨て式防塵マスクの性能やメリットがよくわからない」、これらは要はわからないからということで使っていますということです。これは 3 つとも言えることは、よくわからないから今までどおりの全面マスクを使いましょうということになっているように見えます。したがって、こういうものというのは、アンケートをとるならカテゴリーを細かく分けていくのは意味があると思いますが、同じような性格のものはまとめて分析に使っていく必要があると思います。

そういう意味において、まだわからないから、漠然とした不安があるから着けていますといったものがいくつかの項目を合わせればあるわけですが、こういったものに対してどう対処されようとしているのか。もっと言えば、先ほど高坂専門員がおっしゃっていましたが、要はこういうものをどう踏まえて分析して、それをフィードバックしていくかということだと思いますけれども、問 13-3 に書いてあるような内容を踏まえて、どうそれを東電さんとして捉えておられるのか、その上でどういう対策を打とうとしているのか。一生懸命に PR されているのは私もパンフレット等で承知していますけれども、アンケートの分析結果をどう捉えて対応しようとしているのかを 1 点教えていただきたいと思っています。

もう 1 点は、これは本質的なことではないのですけれども、1-1-1 の資料の 2 ページ目のところで、構外の駐車場の拡充といったところで、駐車場が足りないといったら作業員が入れないので、これは本末転倒で労働環境以前の話だと思いますけれども、問題は構外の駐車場の拡充の後、2 番目で、「バス乗り場から入退域管理施設までの歩道に雨が吹き込む」というのが 2 番目に入っています。また、4 番目では「入退域管理施の近くで歩道が途切れている」と、合わせると 1,700 という形で、これはいずれも、いわゆるバス乗り場から入退域管理棟に行くまでの問題を 2 つ合わせてセットで考えるならば 1 番になるわけです。細かく分ければ下になってしまうのですけれども、ある程度のカテゴリーの中から大きくカテゴリー化すれば、当然 1 番に躍り出るようなものだと思います。当然、これからの冬の時期、寒い中、雨が降ると、あそこは結構、ぬれながら走って、作業員の方が結構ぬれられていますけれども、その辺、2 つ合わせてトップになるのだと、アンケート結果で 1 番になるということを考えて場合に、この辺をどう対処されようとしているのか。そもそもの分析の仕方だと思います。その辺も含めて教えていただきたいと思っています。2 点お願いします。

○東京電力

1点目のマスクに関しましては、福島第一の課題ではありますが、非常に線量が低くなり、1～4号機周り以外のところはマスク不要という形にはなってきております。アンケートにもありますとおり、例えば作業エリアがまたがっているとか、やはり、「不安」のところでも御説明しましたが、被ばくによる健康影響がございますので、東電のほうからも理解活動をまずは進めていくということと、作業員の方、エリアを区切るというか、先ほどのアンケートの資料の中にも、装備の付け替え場というのを何カ所か設けて、そこまではマスクは普通の半面マスクなりサージカルマスクとかで行けるよう、徐々に環境を改善していく必要があるかと思っております。また、マスクではありませんが一般作業服化も同じような考え方になるかと思っておりますが、全体的な環境改善を進めていくということで理解活動を進めていくことになるのかと思っております。

あと、駐車場のところですが、これも非常に多くの作業員の方からいただいております。現在、新事務本館というものを建設をしております、そののずっと際を屋根を付けた歩道が今付いております。バス乗り場が新事務棟のほうに移っていますので、そののところに雨が吹き込んだり歩道が途切れているというところで、なかなかスペース的に道路の幅がなかったりとか、事務本館を建設する関係で大型の車両が行き来をするというところもあって歩道が途切れてしまっている、歩道をつなげてしまうと重機が通れなくなってしまったりというところもいろいろ兼ね合いがありますので、その辺は工事部門と調整をしながら、こういう意見が多くあるというところは、労働環境部門から工事部門にお願いをしていくというつもりで今後改善を進めていきたいなと思っております。

○原子力規制庁

私が質問する内容に対する答えになっていないところなのですが、全面マスクの件は、あくまでもこのアンケートを細かく見てみると、例えば2番とか5番とか6番というのはわからない漠然とした不安から着けていますといったところが今でもまだ大きなシェアを占めているのではないかと思っているわけです。その意味において、いろいろパンフレットをつくられているという理解はしていますが、いま一度こういう、わからないから、不安だから着けているといった人たちに対して、これらのアンケート結果が多いということを踏まえて、今後さらなる何らかの対応策をとっているかどうかということが1点お伺いしたいという趣旨です。

それと、その後の質問についてですが、いわゆる重機が通るところは通路がつかれないのは当然だと思いますが、2つ合わせて、さっきも言ったとおりバス乗り場から入退域等までのエリアに雨が吹き込んでいますよね。狭い広いの問題ではなくて、トタン屋根を付けていますけれども、結構雨がしたり落ちたりしていますから、そういったことも含めて全体としてどういう対応をしているのかということを確認にしなければいけないと思います、これだけアンケートをもらっているのです。何度も言うようですが、アンケート結果が下のほうになっているのですが、性質として同じものを合わせてみるとトップになるということもあるわけであって、そのトップのものはきちんと皆さんに回答されているわけですね。東電さんはかなり真剣に回答しているわけなので、それからすると、これは真剣に回答すべきような話ではないかなと思っているわけです。そういった意味で御回答があればなと思っている次第なので、もう一度お願いしたいのですけれども。

○東京電力

そうですね。漠然とマスクの使い方などわからないという方の答えもごございますので、その辺は、例えば入所時の教育の内容を詳しく見直すとか、しばらくいる方ではなく初めて入る方へのしっかりとした例えば教育であったり、そういうところも少し、アンケートの結果を反映させていくことを考えなければいけないのかなと思います。

駐車場のほう、細かい意見、雨が吹き込んでくるとかというのは、例えばつなぎ目であったり、だいぶ設置してから時間がたってしまうといったところもありますので、その辺は工事部門ともよく調整をしながら、なるべく雨が吹き込まないように屋根を少し広げたり、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

○河井原子力専門員

いわゆる労働環境に対する安心感といいますか信頼感というものが必要だという全般的な話がずっと続いていると思います。その中で、放射線管理関係、過剰な被ばくの防止ということで質問をさせていただきたいのですけれども、2点あります。

御説明がなかったのですけれども、1-1-2の12ページで、多少確認になりますけれども、ガラスバッジとAPDの非装着だとか、鉛のカバーでの数値のごまかしとかの防止のために、ガラスバッジとの相互評価というものが挙げられていますけれども、もちろんこれは相互の数値が違っていれば指摘事項になるわけですが、確信犯でやっている人たちがやることなので、そのためなら、当然、ガラスバッジにも鉛を貼りますよね。そのために、そういうことを防止して、やはり放管の管理がきちんとルール通りやられていると周りの人が思える環境をつくるために、2つの線量比較をするということを超えて、例えば、放管関係の計画書の中に出てくる計画線量と非常に数値が乖離している、低いほうに乖離しているというものを少し調べてみるとか、もう少しもう一步踏み込んだ手法というのはとられないのでしょうかということが1つ目です。

それから、2点目はAPDの非装着、持っていかないという話なのですけれども、入退域のところで持っていて、途中でどこかに故意に置いてくるというような話もあったと思います。だいぶ前の県民会議で、非装着を自動的に検知するような工夫はないのですかと。例えばCD屋さんの万引き防止で、持って出るとブーと鳴ると。この場合は持って現場に出てもらわなければ困るので、その逆の使い方になるのでしょうかけれども、例えばそんなことはありませんかという御質問をしているのですけれども、何か進捗はありましたでしょうか。

○東京電力

福島第一の保健安全グループの竹中と申します。

1つ目の御質問で、APDの非装着といいますか、カバーで覆ってしまったりとかというような使い方についてですけれども、ご存じだと思いますけれども、胸のところが透けているカバーオールを使っていて、それを着用して現場に行くときに、ちょうど胸のところがAPDとガラスバッジが入っているというような状況が見えて、なおかつそれを管理対象区域の出口のところで必ずチェックするようにしているということをやっています。

また、計画線量に対してAPDの数値が非常に違うというような場合にはどうかということですが

けれども、これも実際にはチェックをしています。計画線量に対してAPDの警報設定値というものを設定するものですから、計画線量が高いと、なるべく低いところでいっぱいになったということがわかるように5段階で鳴るようにしているのですけれども、それが機能しないと自分が被ばくしていることがわからないということになってしまいますので、それは計画線量に対して、数字はちよつとろ覚えですけれども、5%だとか10%だとかという被ばくしかしていないところに関してはチェックをして、計画線量の見直しをしてくださいという言い方をするようにしています。

○河井原子力専門員

今、お答えいただいたのですけれども、答えになってないような気がします。要は、作為で鉛板を持って入って、チェックを受けた後に入れるからこの文章にあるようなことが出るわけです。チェッカーのガードマンの方がOKだといって、それで管理が済むのだったら全然問題にならないではないですか。

それから、後のお答えに関しては、要は、計画線量との乖離という話は一つの例であって、例えばほかの同じような業務をしているような方のいくつかの組があって、その1つか2つの組だけ異常に少ないとか、同じ現場、例えばタンクの解体ですとかそういうことをやっている何組かがいて、ある一部だけがやたらに線量が少ないとか、そういうことだっていえば不正行為の摘発のテーマになるわけで、そういう部分でほかに何かされないのですか、というのが聞きたかったのですけれども。要は、確信犯で被ばく線量の数値を下げようとしている人間のルール違反の摘発はほかにも証拠があるのではないですかと申し上げたいのです。そうでないと、守っている人たちがルールに対して非常に不安になりますよね。

○東京電力

APDの数字というのは、日々集計をしていますので、特異な線量がないのかというようなことは、それは1つの例として計画線量に対してどうかということはチェックしているということを申し上げました。多角的に、例えばガラスバッジとAPDの測定値、先ほど御指摘がありましたけれども、APDとガラスバッジの数値がえらく違うのではないのかというようなことをチェックしたり、それはさまざまな、具体例が今はぱっと出ないですけれども、さまざま多角的な分析をしていますし、特に高線量作業というか、今、被ばくの多い作業というものに対しては特に注意して見るようにしてまして、事前に計画線量が正しいのかとか、被ばく低減対策が正しいのかというようなところは見るとともに、それがきちんと実行できているかというところは、特に高線量の作業に対してはより注意深く数値を見るようにしています。ただ、そのところは我々も足りていない部分もあると思いますので、引き続き対応していきたいというふうに思っています。

○河井原子力専門員

わかりました。今日は時間もあるので、質問表で出そうと思いますから、いろいろいくつか考えられている手法と、後の質問に対する答えをいただきたいと思います。

○議長（玉根政策監）

私のほうからで恐縮なのですが、労務費の割増について説明を受けていないというのは7.1%と減ったのですが、まだあるということで、支払いも、説明通りの割増されていないというも1%あるということがアンケートで出ています。突然で申し訳ないのですが、労働局さんのほうで、4-1の資料で説明していただこうと思っているのですが、この後の資料の2のところ、割増の支払いについて違反の部分があるというのですが、これらについて、お話しできる範囲で結構ですので、推移とか内容についてお聞かせいただければと思います。

○福島労働局

労働局監督課の塩原と申します。

割増賃金に関する違反につきましては、資料4-1の中にあります資料2の表に、「主な違反内容」というところの37条のところの行を見ていただくと、年々増加しておりまして、合計で168件ということで、労働条件関係の中では一番違反が高い数字となっております。

この内容ですが、最近の監督指導結果で、多いものについては、その前のページに、「(2)平成27年における主な違反事例は以下のとおりです」というところの赤ボツの4つ目の②、「割増賃金単価の算定に際して、危険手当などの諸手当を含めず、基本給のみで計算していた」と、こういった違反が非常に多く挙げられております。ですから、今回の工事の割増に伴っていろいろな手当が増額され、そのときの割増賃金の単価の計算においてそういった手当が加算されていなかったということです。私どもが言っている割増賃金は、東京電力がアンケートを行った「労務費割増分」ではなく、あくまで残業時間に対しての割増ということでございます。

○議長（玉根政策監）

ありがとうございました。

それでは、アンケート結果についていろいろな意見をいただいたわけですが、やはり、作業員の方のアンケートは非常に貴重なデータとなるものですから、委員の先生方からもあったとおり、アンケートをいかに反映して、それが具体的な改善に結びつけていくか、それが目に見える形でお示しできれば、またさらにアンケートの内容も深まり、作業環境の改善に結びつくということでございますので、アンケートの結果について東京電力につきましては、対策を講じるものについては確実に実施いただくことはもちろんですが、対応を検討しているものについても、積極的に実施し、さらなる労働環境の改善に努めていただきたいと思います。そして、次回以降までなのですが、具体的に改善したものについてお示しいただければありがたいと思っています。

それから、労務費割増分の支払いについては、今の説明のとおり割増がされていないという回答が依然あります。ですので、アンケートの結果の実態に基づいて、関係事業者と一体となって取り組んでいただいて、必要に応じて手法の改善を行ってまいりながら、作業員の方に労務費割増分が適切に支払われるよう、また行き渡るよう対応していただきたいと思います。

それから、福島労働局さんについては、東京電力から提供を受けたという話もいただいています。また、協力していただけなかったという部分も先ほどお話いただきました。それらの調査結果を活用していただいて、作業員の方に労務費割増分が適切に確実に支払われるよう、引き続き関係事業

者への指導監督をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

1点なのですが、東電さんについては、今後、割増支払いの進捗について確実に取り組んでいただきたいと思うのですが、今後どのような形で具体的に進められるか、体制的なものも含めて説明をお願いしたいと思います。

○東京電力

労務費の割増の増額の件については、今回のアンケート結果でもかなり数値としては改善してきていると思っていますので、引き続きそういった意味では、私どもの元請の事業者の方とは定期的にお集まりいただいて、アンケート結果とか、あるいはこれらについては今後このようにやってきたいということをお話をして、引き続き協力をいただくというようなことをやっております。先ほども申し上げましたが、第6回目のアンケートで結果がよかったというのは、前回に比べてよかったというだけの話であって、それが今後維持あるいは向上していくことが非常に大事だと思っておりますので、そういった意味では引き続き確認作業をしてまいりたいと思っております。

○議長（玉根政策監）

新人の方もそうですし、やはり、この取組については実効性が上がるように、きちんとした体制の下で取り組んでいただきたいと思います。

議題（2）労働環境改善の取組状況について

○議長（玉根政策監）

それでは、議題の（2）に移りたいと思います。労働環境改善の取組状況について、労働安全・作業員の健康管理と今年度の熱中症対策の結果について、東京電力から15分程度で説明をお願いしたいと思います。

○東京電力

福島第一原子力発電所、安全品質担当を務めております富所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、2点目の議題、労働環境改善の取組につきましては2件報告させていただきます。1件目は資料2-1にございます。こちらはこの8月26日に厚生労働省様から御指導を受けました弊社、「福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドラインへ」の取組状況についてでございます。

まずはじめに、本ガイドラインの発出の背景をシート1に示してございます。すなわち、昨年度来、死亡災害を含む労働災害の多発、労働者数の倍増、集団被ばく線量の高止まり傾向などを踏まえ、この6月の中長期ロードマップ改訂の際に、記載の①から③の3つの措置をとりました。これらの措置を効果的・効率的に実施するために、当社及び元方事業者が実施する指示事項を一体的に示したものとして本ガイドラインが発出されております。

裏面にまいりまして、シートの2でございますけれども、実は2011年12月にも厚生労働省様から「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について」という通達をお

受けしております。このたびのガイドラインはこの過去の通達に新たな要求事項を追加して制定された位置付けと受け止めております。したがって、当社といたしましては本ガイドラインの発出を受け、従来の通達の内容について引き続き徹底を図るとともに、新規要求事項を的確に実施し、安全衛生管理対策のさらなる向上を図る所存でございます。

下段のシート3に本ガイドラインの5つのポイントを示してございます。以下、これらのポイントに即し、ガイドラインの要求事項への取組について御説明を申し上げます。なお、次のページ、シート4以降につきましては、黄色の枠の中で、黒字で記載しました事項は、先に申しました2011年12月の通達に基づき既に御指導を受け、これまでも取り組んでまいりました事項でございます。一方、ところどころ赤字で記載しております事項は、このたびの8月のガイドラインで追加御指導を受け、新たにに取り組んでまいります事項でございます。

それでは、シート4をご覧ください。1つ目のポイント、「東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立」でございますが、ガイドラインの主な要求事項は、東京電力における安全衛生統括者等の選任と安全衛生協議組織の開催、並びに元方事業者による関係請負人の指導・援助等でございます。これに対しまして発電所長を「安全衛生統括者」、また、発電所防災安全部長を「工事安全施工管理者」にそれぞれ任命した安全管理体制を構築してございます。

また、「安全衛生協議組織」につきましては、先の御説明にもありましたとおり、当社及び元方事業者約40社による安全推進協議会というものを組織しております。この協議会の開催頻度につきましては、ガイドラインでは月1回以上を求められておりますが、本安推協におきましては、毎週木曜日を定例、また、災害発生等のときには臨時で開催するなど、きめ細かく協議をする体制を組んでおります。

また、放射線管理関係で連絡会といったものも毎週開催し、作業上の注意事項について情報共有を図っております。

3つ目の黒丸のところでございますけれども、ガイドラインの要求ではないさらなる取組の事例としまして、発電所幹部と元請所長の合同パトロールといったものを2月以降、週1回実施しまして、幹部同士が一体となって危険箇所を共有する、また、幹部同士のコミュニケーションを一にするといったことも図っております。

4つ目の黒丸でございますけれども、元方事業者による関係請負人の指導・援助等に関しましては、作業計画の作成に際し、被ばく低減対策に関する良好事例の情報提供ですとか、元方事業者様が作成した作業計画については、当社の関係部門が内容のレビュー、指導・助言をするといったことを実施しております。

シート5にまいりまして2つ目のポイント、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実でございますが、ガイドラインの主な要求事項としましては、リスクアセスメント、すなわち業務に起因する危険性または有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある労働災害のリスクを見積もり、リスク低減の措置の検討を行うことの実施と、その結果に基づく労働災害防止対策の実施、並びに新規入場者や作業指揮者などに対する教育の充実等が求められております。

これに対しまして、リスクアセスメントにつきましては、従来より社内マニュアルに従って、元方事業者様が実施したリスクアセスメント結果を当社が評価するという安全事前評価というものを

実施しております。また、元方事業者様に対して工事共通仕様書と作業開始前に作業員全員が参加する事前検討会を開催し、その中でリスクアセスメントを実施することをお願いするとともに、その事前検討会には当社の工事主管箇所が適宜出席し、リスクアセスメントの結果決めた安全対策や、必要な情報、作業手順等が作業関係者全員に共有されているかどうかといったことを確認しております。

また、さらに上積みの追加事項としまして、前回も御紹介を少しさせていただきましたけれども、危険予知活動を強化するための一環として「1Fが推奨する模範的なTBM-KY法」といった資料を作成するとともに、その内容を周知する教育用ビデオ教材、こちら準備中と書いてございますけれども、ようやくこの12月にできまして、各元請様に配布し、年内には全作業員の皆さんに視聴いただくようなお願いをしているところでございます。

また、一番下でございますように、総計画線量が1人・Svを超えるおそれのある作業につきましては、従来から社内マニュアルで所内の安全事前評価でリスクアセスメントを実施してまいりましたが、今回のガイドラインの定めにより、11月1日発注分からそのリスクアセスメントの結果を富岡労働基準監督署様に提出するよういたします。

続きまして6シート目、安全衛生教育の充実でございますけれども、新規入場者教育、作業指揮者への教育につきまして、ガイドラインの要求事項を満たすよう、教育項目の追加、教材の新規作成・見直し等を、この11月から順次展開しております。また、前回御紹介しましたように、危険体感教育施設といったものを使って、年度内には全作業員の皆様に受講していただくといった取組も展開中でございます。

下段の7シート目、工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施でございますけれども、要求事項といたしましては、全労働者の被ばく線量の総計が1人・Svを超えるおそれのある放射線業務について、1つとして東京電力による「被ばく低減仕様書」の作成、2つ目として元方事業者による「放射線管理計画書」の作成及び労働基準監督署長への提出が求められてございます。

1点目につきましては、この11月1日発注分より被ばく低減対策の基本的な考え方を当社の仕様書のほうに反映いたしました。また、2つ目以降の黒丸からは元方事業者様の実施事項でございますけれども、これにつきましても放射線管理仕様書に反映して確実にお願いを伝えるということを図ってございます。元方事業者様にお願いしました事項としまして、2番目でございます作業内容に応じた被ばく低減対策を記載した放射線管理計画書を作成するという、これについては当社と元方様で行うALARA会議といったことでの議論の結果を盛り込むということを実施しております。また、総計画線量が1人・Svを超えるおそれのある作業については、工事を開始する14日前までに放射線管理計画書を富岡労働基準監督署に提出すると、並びに、作業工程ごとの計画・実績線量の比較を行い、実績が計画を上回った場合に、原因究明、計画の見直し等を実施し、また、その比較結果についても監督署様のほうに提出することといたします。

シートの8にまいりまして、4つ目のポイントでございます健康管理対策でございます。主な要求事項としましては、健康診断結果に基づく保健指導の実施、緊急医療体制の確保等々でございます。

法令に基づく健康診断や作業開始前の体調確認、保健指導といったことにつきましては、各事業

者の責任において実施しておりますが、当社は、放射線業務従事者の登録時、及びそのその後6ヶ月ごとに全作業員さんが法令に基づく健康診断を受診していること、また、医師により就業可の判定を受けているといったことを確認しています。

また、健康管理に関する関係請負人に対する指導及び援助としまして、当社としましては、今後、元方事業者に対する調査を行って実態を把握するとともに、産業医科大学様の御支援を受けながら、必要な指導及び助言を検討してまいります。

救急医療体制につきましては記載のとおりでございますけれども、医療スタッフの24時間常駐体制、公設消防様の救急車・ドクターヘリ、当社独自の救急車等を使った迅速な医療機関への搬送、また、国の関係機関や地域の医療関係者、近隣の消防本部様等によって組織されましたネットワークに参加した連携を図っているところでございます。

9シート目、続きでございますけれども、熱中症対策につきましては、後ほどまた別資料で御説明申し上げます。

下から2つ目の黒丸でございますけれども、大臣指針に基づいた緊急作業従事者に対する長期健康管理につきましては、各事業者が緊急線量50mSv超の方に対して年1回の白内障検査、緊急線量100mSv超の方に対して年1回のがん検査等を実施しております。また、これらの基本の要求を少し上回る対応としまして、当社におきましては、がん検査につきましては協力企業作業員の方々も含めて緊急線量50mSvを超えの方にも対象を拡大してがん検査を実施しているところでございます。

作業環境の改善につきましては、これまでも除染・フェーシング等による構内の線量低減や、大型休憩所・給食センター設置等を進めてまいりましたが、引き続き環境改善に取り組んでまいるところでございます。

最後、10シート目は厚生労働省への報告事項ということで、ガイドラインの要求事項としましては、記載の4つの報告が求められてございます。このうち、1つ目が今回新たに追加された事項でございますけれども、先ほども触れましたように、総計画線量1人・Svを超えるおそれのある作業につきましては、放射線管理計画及びリスクアセスメント結果を工事開始14日前までに元方事業者から富岡労働基準監督署様に提出をしております。

2つ目以降の黒丸に記載しました事項は、2011年12月の通達のとときに御指示を受けて、それ以降、その事案の都度、あるいは定期的に報告をさせていただいている事項でございます、引き続き対応してまいるところでございます。

資料2-1につきましては以上でございます。

続きまして、労働環境改善の2件目、資料2-2でございます「2015年度福島第一原子力発電所における熱中症予防対策実施状況について」を御説明いたします。

本件は9月の前回の会議におきまして、基本的な予防対策の概要について御説明済みでございますので、本日は本年度の熱中症発生状況並びに次年度の取組を中心に御説明申し上げます。

資料のシート1をご覧ください。左の図でございますけれども、黄緑の線が軽微な症状も含めた熱中症の全発生件数、青がそのうち作業起因によるもの、赤は休業を伴う発生件数です。

2015年度は全数で15件と、この5年間では最も低く抑えられましたが、休業を伴う発生が1件発生しております。

また、右の図は作業員1,000人当たりの発生率を昨年度と比較したものでございます。1日当た

りの作業員数は昨年度の約 5,500 人に対し、今年度は 6,800 人と増えたものの、1,000 人当たりの発生率は逆に 2.75 人から 1.77 人と約 3 分の 2 に低減いたしました。これは、下の枠に記載しました今年度の予防対策であります 5 月からの早期取組開始、クールベスト、移動式給水所、休憩施設等の拡充、熱中症防止統一ルールを見直し改善したことなどが一定の効果を上げたものと考えております。

続きまして、シート 2 枚目でございますけれども、こちらは月別の WBGT 値と熱中症発生件数を昨年度と比べたものでございます。本年度は 4 月、5 月の早期に 1 件ずつ発生しましたが、これは、WBGT 値がやや高かったこと、予防の取組を立ち上げたばかり、あるいは見直し・改善を図る前の状態であったことなどが要因だと思われまます。これに対しまして、8 月以降は予防対策の見直し・改善や周知徹底を強化したことから、また、WBGT 値もやや低かったこともあって、昨年度と比べ発生件数を抑えることができたというふうに考えております。

下段のシート 3 は、今年度に発生しました熱中症の主要因の事例でございます。大きく分けると、ルール不遵守と体調確認・管理不足の 2 つが浮かび上がりました。まず、ルール不遵守ですが、先にどのようなルールがあったのかということを確認いたしますと、シート 6 をご覧ください。熱中症防止統一ルールの 2 番に、WBGT 値 25℃（補正後）以上の時はクールベスト及び保冷剤を着用するとともに、原則作業時間を 2 時間以下とするとございます。ここでいう補正後の WBGT 値というのは、測定された WBGT 値に、カバーオールを着用した場合は +1℃、アノラックを着用した場合は +11℃と補正するというものでございます。また、原則、2 時間以内の作業ということとしては、具体的に作業を 2 時間実施後は必ず休憩所でマスクを外して、水分・塩分補給をするといったことを明記してございます。

また、3 番目のルールでは、補正後の WBGT 値が 30℃以上になった場合には原則作業中止と定めておりまして、これらがルールでございます。これに対して、シート 3 に戻っていただきますが、熱中症が発生した事例におきましては、マスクを外して水分・塩分補給をとらずに 2 時間以上の作業をやっていたというものがございました。また、違反には至っていないものの、WBGT 値が 30 度近い状態でアノラック作業をやっていたケースや、ほぼ 2 時間連続作業をした状態で熱中症が発生したという事例もございます。

また、クールベストにつきましても、所定の保冷剤以外の冷却スプレーといったものを現場の判断で使っていて発生したという事例もございます。

続きまして、体調確認管理不足の事例といたしましては、熱中症既往歴があったことを確認していなかった、あるいは、作業前に疲労感有りと作業員さんが申告したにもかかわらず、作業班長さんや元方の担当者さんが支障なしと判断して特段の配慮をとらなかった事例、また、睡眠時間が 3 時間未満だった事例や、BMI が 39 という結構肥満体型の方でありながら、やはり特段の配慮なしに作業をしていたということで発生した事例がございました。

これも、シート 7 のところのルールの 5 番目でございますけれども、熱中症管理者が作業前に体調確認と、それに配慮した作業管理があったにもかかわらず、その浸透・徹底の弱さが現れた事例かと思えます。

最後にシート 9 でございますけれども、熱中症予防対策の次年度への取り組み（案）でございます。ただいま御説明いたしましたとおり、本年度、熱中症が発生した事例におきましては、「熱中症

防止統一ルール」をきちんと守っていれば防ぎ得たのかなと、あるいはその遵守・徹底に弱みが認められたというふうに解釈されますので、来年度も基本的には本ルールを継続実施し、かつ徹底するといったことを中心に取り組んでまいり所存でございます。

その中で、特に強化するポイントとしまして、熱順化対応の強化、熱中症既往歴及び健康状態の確認、また、作業が始まってからの体調不良者を早期に発見するといったようなことをポイントとして取り組んでまいりたいと考えてございます。

その他の資料につきましては、前回の本部会で御説明した内容と同じでございますので、本日は割愛させていただきます。説明は以上でございます。

○議長（玉根政策監）

ありがとうございました。

今年については1Fで作業員の方が2名亡くなっております。労働環境の改善、それから健康管理、被ばくの低減化、いずれも大事な内容でございます。これにつきまして委員の先生方から御意見をいただきたいのですが、その前に、規制庁あるいはエネ庁から何か意見等があれば述べていただきたいと思うのですけれども。

○原子力規制庁

規制庁でございます。労働環境の改善は、事故トラブルの低減につながる大きな取組だと思っています。熱中症対策について、特に我々としては、作業員の方々がルールとして水分補給等がきちんとできるような仕組みをつくってもらいたいということを常々申し上げておまして、箱モノとしていろいろ水がとれるようなバースをつくったりとかいろいろやっただいていることは十分承知していますが、若い労働者の方が作業を止めて実際そこに行って給水ができるかどうか、こういったことが重要だと思っていますので、そこがスムーズに水等がとれるようにしていただくといったようなことも重要だと思っています。それはルール化が重要だと思っています。そういう意味ではルール化がかなり進んでいるということで、我々としては引き続きこの取組をフォローしながら監視もしていきたいと思っています。以上です。

○議長（玉根政策監）

それでは、今の説明について御意見や御質問があればお願いします。

○石田専門委員

資料2-1の7ページのところなのですけれども、放射線管理計画書を作成して労働基準監督署長へ提出するという一つのスクリーニングレベルが、総計画線量が1人・Svを超えるおそれがある作業ということになっているのですが、これは元方事業者の方が1人・Svを超えるか超えないかというようなことを判断して提出するかしらないかということになると思うのですが、場合によっては、大きな作業もいくつか数字を分割してしまえば1人・Svにならないような作業にもなるのではないかと思うのですけれども、届出する作業のユニットというのですか、大きさの考えは、元方事業者と東電さんとの間できちんとすり合わせができていのでしょうか。その辺、どういうふうな形で

すりあわせをしているのか御紹介いただきたいと思います。

○東京電力

私もあまり詳しく認識していないので十分な御回答ができないかもしれないのですが、1人・Svを超える作業だと計画書を出さなければいけないとか、いろいろ付帯事項が付いてくるので分けてしまえというようなことがないようにちゃんと見ているのかというような御質問なのかなと思っています。

基本的には、工事については発注件名ごとに集約をするようにしております。基本的には細分化というのはあまりしていないので、今のところはそこまでのチェックは正直行き届いていないかもしれません。ただ、我々も1人・Svを超える作業というのはALARA会議をやることと決まっているのと、1人・Sv以下の作業に対しても放射線管理計画をチェックするというようなところを放射線管理部門としてやってございますので、それで何かそういう意図的なことがあれば気づくチャンスというのは十分あると思います。それも踏まえて、一番最適化になるように放射線管理、被ばく低減対策を我々としては考えていきたいというふうに思っております。

○石田専門委員

ありがとうございます。元請けの会社によっては、いろいろな方が東電さんの現場で働いていたと思うので、やはり、これまで何年も一緒に働いてきた事業者さんであれば、今の東電さんの説明で大丈夫だと思うのですが、いろいろな方がいらっしゃるの、やはりきちんと、ユニットというのはこういう考え方でお宅の会社も考えてくださいと、それで1人・Svを超えるようであればちゃんと届出をするようなこともしてくださいという指導というのは必要なのではないかと思います。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○東京電力

御意見ありがとうございます。この計画線量が基準を超えるからやり方を変えるというのはそれこそあってはならないことだと思います。また、おっしゃるように元方事業者様がやることは書いてございますものの、当然、先ほど申しましたようなALARA会議ですとかといったことで、当社の管理部門もその計画段階から一緒に低減対策等に関与してまいるようにしておりますので、その先の手続きを逃れるといったようなことはくれぐれもないように努めてまいりたいと思います。

○石田専門委員

御指導方よろしくお願ひします。

○山口専門委員

中央労働災害防止協会の山口と申します。

資料2-1のスライド5番、「リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実」のところで、1Fの廃炉作業の場合のリスクアセスメント、安全面というのがリスクアセスメントと、先ほど来議論されております放射線防護についてのリスクアセスメント、その改善

面というところでは5番のところでは「社内マニュアルに従って元方事業者が実施したリスクアセスメント結果を当社が評価」と、こうあるわけですけれども、一般的に各元請会社のほうでリスクアセスメントの方法をどのようにやっているのか。厚生労働省のリスクアセスメント指針では、災害が起きた場合の重大性と災害の発生の可能性、この2つで評価してくださいと。また、有害性では放射線その他の曝露量、この2つになるのですけれども、安全面でのリスクアセスメントはどのような形で一般的に元請会社でされているのか、わかりましたら教えてもらいたいです。

○東京電力

統一的なルールといいますか、当社社内のアセスメントのマニュアルというものはございますけれども、これは社内のマニュアルでございますので、元請様に強制的に適用するものではございませんけれども、ただいま御紹介いただきました厚生労働省様の基本的なアセスメント手法といったものをやはり標準ということで、基本的にそういったやり方にそぐうように確認なり指導なりをしております。したがって、基本的には発生的重要性と頻度から総合的に評価される重要度みたいなものを評価する、それに対して、まず1つ目の対策を決めて、その後にそれで重要度なり確率なりがどの程度低下したかということを再評価して、残余のリスクがある場合については、さらなるバックアップのようなカバー対策を考えるとといった標準的なリスクアセスメントの手法というものを、奨励といいますか、実施していただくようお願いしているところでございます。

○山口専門委員

どうもありがとうございました。県の方からいつも現地確認報ということで、いくつかの写真と一緒に構内の作業の巡視結果というものを送っていただいているのですが、いろいろ部分的に、例えばバケツで海の湾の水を汲む作業であるとか、あるいは資機材の出し入れなどでのいろいろな高所作業があると思いますので、フレンジ解体とか、あるいは1号機のカバーなど、大きな作業ばかりではなくて、細かな作業につきましても、22カ条にとらわれることなく、22カ条では危険の要因だけとって、そのまま対策にいつてしまって、やはりリスクアセスメント、実際のリスク低減を図ろうということ、どこでどのような、人の動きも絡めて危険があるかということの、危険に対する認識を高めるといった効果もあると思いますので、その辺、ぜひしっかりやっていただけるとありがたいです。

○東京電力

ありがとうございます。

○長谷川専門委員

素朴な質問をさせていただくのですが、2-1の、総計画線量が1人・Svとなるおそれのある作業については、放射線管理計画書を労働基準監督署に提出する。そうすると、素朴な疑問ですが、労働基準監督署は何をなさるのでしょうか。どういう指導をなさるのか、あるいは単に預かっておかれるのか。県民から見ますと、何をやるのだろうかということが疑問に思うので、素朴な質問で失礼なことを聞くかもしれません。

○福島労働局

この場合の届け、それから計画届けのほう、いずれについてもなのですから、富岡署で受付をしまして、そこで低減対策というようなカテゴリーとか、まず簡単なチェックをします。その後、そういったものはすべて厚生労働省の本省の放射線労働者健康対策室のほうに送りまして、さらに被ばく対策がこれで十分かどうか、さらにできることがあるのではないかとといったことを東電及び各事業者のほうに指導するというところでやっております。当然、結果について御報告をもらっていますので、実際の被ばくがいくらであったのかということの報告を求めていますので、そういうことも含めてさらに対応するということになります。

○長谷川専門委員

それからまた労働基準監督署がチェックするということですか。

○福島労働局

本省においてということになります。

○村山専門委員

今のことに関連するのですが、1人・Svによる届出というのはこれまでいくつぐらいあるのでしょうか。11月以降ですからまだあまりたっていないのですが。それから、このレベルだとどの程度なのかということがあまり感覚的にわからなくて、やはり、作業ごとの総線量の分類のようなものがあるのであれば、それも併せて出していただくと全体の感覚がわかるのですけれども、これは次の議題にかかわることかもしれません。もしそういう資料があるのであれば次回以降お願いしたいと思います。1点目についてもしわかれば教えていただけますでしょうか。

○東京電力

新しい届けについては確認していないのですが、もともとあります作業届のほうは、だいたい月50件程度、そのくらい届けがあると思います。新しい1人・Svを超すおそれのある作業については、そんなにはないはずだと思っております。

○村山専門委員

これまでの届けは何か基準があったのでしょうか。

○東京電力

これまでにつきましては、一番後ろにございますけれども、1日につき1mSvを超えるおそれのある作業となる場合にはあらかじめ元請事業者が作業届を監督署に提出するというのがございますので、これはずっと行っております。だいたい毎月50件ほどということになります。

○東京電力

平成26年度にALARA会議の対象（1人・Svを超える作業）とした作業の線量実績の発電所

全体の線量に占める割合というのは約 32%となっています。

それから、27 年度ですけれども、今、計画線量が 1 人・Sv を超える作業上位 10 件の発電所全体の計画に占める割合というのが約 70%ということで、発電所全体の計画線量の大部分を占めているというような状況であります。今、個別の件名については、まだ我々も、ALARA プロセス自体がまだ定型化されていないものですから、どの範囲だとお出しできるかどうかということも含めて、今後ぜひ検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○中央専門委員

健康対策のところ、資料 2-1 の 8 ページのところ、産業医のことが記載されていますけれども、赤字で書いてあるところを見ますと、東電としては産業医の先生があそこにいらっしゃるわけですね。ですけれども、協力企業の人たちに対するそういう健康指導みたいな産業医の人たちがどうなっているか、私もよくわかっていないのですけれども、これを見ると、東電の産業医の先生がその人たちまで面倒を見るみたいなことなのではないでしょうか。それとも、現状で協力企業の人たちの健康管理に関する産業医の指導というのはまた別の人がやるのでしょうか。

○東京電力

発電所総務部の小林と申します。

事業者ごとにそれぞれの健康管理を行うということになっておりますので、基本的に東電の産業医が作業員の皆さんの健康管理を行うという趣旨ではございませんで、あくまでも各事業者さんがどういう健康管理、特に今回のガイドラインで健康指導の御指摘をいただいておりますので、そういったことがうまく機能しているかどうかということをもとに実態を把握させていただいて、その上で、元請の事業者と連携をとりながら、そういったきちんとした保健指導ができるような形ができるように、ここにある指導・助言をしていくというようなことをこれから進めてまいりたいということで、まずはその辺、実態の把握をしていくということを進めてまいりたいと考えています。

○中央専門委員

その辺がやはり、実際に何か起こったときに問題になるのだと私は思うのですけれども、せっかく東電の産業医の先生がいながら、協力企業の人たちにはあくまでできないという形、今でもそうですよね。それを何とか改善しろということでこの赤字の話が出ているのかもしれませんが、ぜひ、そこは早急に、何か問題が起こったときにちゃんと産業医の先生がアドバイスできるような形にしておかないといけないだろうと。ER のほうはそれと関係なく、緊急の場合には対応するというので体制がかなりきちんとし始めてたと思えますので、熱中症なんかはむしろ ER というよりは、もともとどうなのかということが結構大きなウェイトを占めるのではないかと私は思いますので、そういう事前の対策が重要なのかなと思ひまして、その辺の確立をきちんとお願いできればと思います。

○東京電力

私どもとしましては、今までもE Rの重要性はわかってございます。やはりE Rのほうで、実際にけがでかかった方がだいたい4割ぐらいで、6割ぐらいは体調が思わしくないということで受診をしていただいています。そういう意味で、体調の関係について、作業員の方について、体調不良の方については、極力、E Rに早めに受診をしていただくということで案内をしているところです。また、今、保健指導等、健康管理の日常的な企業ごとの健康管理については、それがしっかりなされるように元請と一緒にあって対策を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○央戸専門委員

ついでにお話をさせていただきますと、結局は風邪ひきだとかそういう比較的簡単な疾病で、作業員の人たちが行くところがない状態が、あの辺の近くに診療所がないという問題が結構あります。せいぜいあそこのE Rに駆け込むぐらいしか方法がない可能性はありますので、それではE Rに負担がかかってしまいます。ぜひその辺のところ、それぞれの産業医の先生、あるいはもう少し考えて、簡易な疾病、そういうものでかかれるような医療体制をぜひ考えていただければありがたいなと思います。これは希望です。

○東京電力

御指摘ありがとうございます。いろいろ関係する皆さんと相談しながら進めてまいりたいと思います。御指導よろしくお願ひします。

○議長（玉根政策監）

それでは、被ばくの低減化等については、前回の部会でもありましたけれども、放射線量の考え方とか被ばくの低減化には計画の段階から取り組むことが大事だというお話もいただきました。また、リスクアセスメントの重要性について御意見をいただきました。また、今ほど産業医がアドバイスできる体制の構築、また、利用体制の構築についても御意見をいただいたところでございます。

それでは、議題の2、東京電力に対しましては、繰り返しになりますけれども、作業員の死亡事故の発生や今も話題になりましたが、亡くなっている方やけが人が多く発生していることから、健康管理対策や安全衛生管理をしっかりと行って、作業員の方が安心して働ける作業環境を、東京電力、元方、協力事業者が一体となって構築していただきたいと思ひます。

また、福島労働局さんにおかれましても、引き続き、東京電力、業務関係事業者に対しまして、関係法令の遵守を徹底することはもちろんであります。労働者の安全衛生が確保されるよう監督指導を実施していただきたいと思ひております。

規制庁におかれましても、労働者の安全衛生の確保のために、現場と指導、監督の徹底を図っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議題（3）作業員の被ばく線量の状況について

○議長（玉根政策監）

それでは、議題（3）「作業員の被ばく線量の状況」について、東京電力から10分程度で説明をお願いします。

○東京電力

東京電力福島第一の竹中でございます。

資料3-1の「福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体概況について」ということで御報告させていただきます。

まず1枚目で、発災以降の放射線業務従事者の被ばく線量分布というもの、先の9月までの実績で、ほとんどの人は100mSv以下、94%ぐらいの人が50mSv以下というような状況であります。

資料を1枚めくっていただきまして、2ポツ以降の資料ですけれども、発災以降の月別被ばく線量の低減状況ということで月の平均線量、3ページ目は、それをステップⅡ以降ということで、スパンを短く見たもので、スライドの4枚目が月の最大線量で、5ページ目がステップⅡ以降のスパンを短く切ったものというような状況ですけれども、全体的に月の平均の線量につきましてはやや低めで横ばいというような状況になっておりまして、最大線量につきましても、昨年度末からの状況からすると少し低めで推移しているかなというようなところでございます。

それから、スライドの6、現在の状況ということで、これは平成26年度分ですけれども、これは前回も御説明したとおりですが、26年度、昨年度につきましては、当然、50mSv以下の人が100%で、95%程度の人が20mSvで、70%近い人が5mSv以下というような状況でございました。現在の状況ということで、次のスライド、平成27年度分ですけれども、4月から9月までの半年間で、1万5,614名の方の実績が出ているわけですけれども、今のところ50mSv以下が100%、99%の人が20mSv以下、5mSvの人は83%というようなことで、被ばく線量限度の年間50mSvの観点からすると、被ばくについては余裕があるというような状況であります。

なお、今後、作業内容を精査しまして、今までは特定高線量作業ということで、被ばく限度を100mSvというふうに設定できる作業というか、非常に線量が高い作業というのを設定していたのですけれども、27年度の9月をもってすべての特定高線量作業を廃止してございます。

7ポツのまとめでございまして、構内の環境改善によりまして線量当量率が低下しておりまして、それに付随して従事者の線量状況も改善してきている状況であります。昨年度末から今年度初めにかけては、凍土遮水壁工事とかフェーシング工事等の比較的被ばくを伴う作業というものがありました関係で、月平均線量と月最大線量が、横ばいではありながらもやや高めに推移していたのですが、現在はフェーシングによる環境の線量率が低下したということで、月平均線量、月最大線量とも減少して推移してございます。

これに伴いまして、すべての作業員の被ばく線量は線量限度内管理されている状況でありまして、今後も継続的に放射線作業に従事が可能なレベルでございまして、今後も推移の経緯を見ていきたいと考えてございます。

続きまして3-1-2の資料、これは御紹介になりますが、被ばく線量の至近の3カ月の分布の状況でありまして、1ポツ目が外部被ばくによる実効線量、2ポツ目が外部被ばく線量と内部被ば

く線量の合算値で、表2が発災以降の線量分布の状況で、表3が今年度の線量分布の状況というようなことでございます。1枚めぐりまして3ポツで、特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値ということで、至近の3カ月の被ばく線量の状況もお示ししてございます。

続きまして資料3-1-3ということで、身体汚染の発生状況でございます。これは先の10月の日ごとの汚染の発生状況ということであります。汚染の件数ですけれども、退出モニタという、皆さんご存じだと思いますが、管理対象区域を出るときに最後に汚染検査をするモニタでございますけれども、ここで引っかけた件数を日ごとにまとめてございまして、身体汚染というのが身体のほうまで汚染が届いたもの、装備汚染というものは、いわゆる下着であるとか靴下であるとか、そういった身に着けているもので汚染がとどまっているというような分け方にしてございまして、日ごとにまとめております。表の一番最後のところですが、10月では身体汚染が24件、装備汚染が132件というような状況にあります。この資料に出ていないところで、入域されている方の総人数というところなのですが、10月の総数が18万3,636名の方が入域されてございまして、それに対しまして、身体が汚染しているというのは、先ほど御説明したとおり24件ということで、割合としては0.01%というような発生割合になってございます。

これに対しましては、当社として比較的良好に管理できていると考えてございまして、この24件に対しましても、身体汚染発生の作業上の問題がないかというようなことを確認をして必要な指導を行ってございます。また、企業ごとの身体汚染発生件数も集計いたしまして、増加傾向が見られた場合には適宜、企業への指導を実施してございます。

資料のほうの御説明は以上です。

○東京電力

それでは、資料3-2、福島第二原子力発電所の放射線業務従事者数及びその線量状況について御説明申し上げます。

左からグラフが7つ出ておりますが、すべて年度を重ねるごとに低く推移しております。今年度9月までの状況をグラフにし、平成27年と書いてあるところは9月までの状況をプロットしてございます。

今年の9月末実績を昨年の9月末と比較したところ、放射線業務従事者数については1,354名、総線量が0.09人・Sv、平均線量が0.07mSv、最大線量が社員で0.97mSv、協力企業の従事者が5.59mSv、作業件名数が552件、作業時間で7万4,354時間となっており、今年の作業件名数・作業時間については若干の増加がありますが、総線量・平均線量につきましては同程度で推移してございます。また、最大線量につきましては、社員・協力企業従事者とも減少しております。

今年度の線量低減対策でございますが、予想総線量で20人・mSvを超える作業について、年度当初の計画は9件実施予定でございましたが、工期の変更でありますとか、早期に昨年度中に終わってしまったような実績のものを加味しますと、今年度5件実施予定に件数が減少しております。今年度実施予定のその5件、内2件は実績で終了しておりますが、5件の対策につきましては、放射線管理計画書につきまして協力企業との事前検討会を経て遮へいの設置や作業の効率化等を実施いたしまして、その状況について確認し、現場パトロールで確認を行って、対策がとれているところをチェックするようしております。以上でございます。

○議長（玉根政策監）

東京電力から御説明をいただいたと思いますが、作業員の被ばくに関連しまして、厚生労働省が10月20日に原発作業員の方の白血病の労災が認定されました。この件について福島労働局から説明をお願いしたいと思います。

○福島労働局

資料の3-3、「白血病の労災認定」という資料をご覧くださいと思います。これは認定時にマスコミ等に公表した資料になっています。

左側のほうからいきますと、「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定についてというふうになっております。電離放射線障害につきましては認定基準に基づき判断しております。古いのですが、昭和51年に定められた基準になっております。

白血病につきましては、「5mSv×従事年数」「被ばく開始後1年以上経過して発症」と、いずれもクリアした場合というふうになっております。電離放射線障害によりがんを発症したということで労災請求が行われた場合、これまですべて厚生労働省において検討会で検討した上で、業務上であるか否かの判断をしております。

今回の事案につきましては、10月13日に検討会を開催しまして、結果として業務上という方針を決定しております。その後、委員の先生方から追加の指示等がございまして、監督署で認定したのが10月20日ということになっております。

これまでの現場労働者の労災認定状況につきましては、これまで13人が業務上とされております。内訳は、白血病6人、悪性リンパ腫5人、多発性骨肉腫2人というふうになっています。今回の事案について説明いたしますと、労働者は30歳代の男性、平成23年11月から25年12月の間で1年6カ月、放射線業務に従事していたと。そのうち1Fでは24年10月から25年12月までのうち1年1カ月でございます。ですから、緊急作業には従事させていないということでございます。

被ばく線量につきましては、総被ばく線量は19.8mSv、1Fでの被ばくは15.7mSvというふうになっております。従事した作業の概要については、建屋の覆い設置工事や廃棄物焼却設備の設置工事というふうになっております。

右側に「放射線被ばくと白血病の労災認定の考え方」ということを示しております。簡単に説明をしますと、がんに対する約100mSv以下の低線量被ばくの影響は他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。また、白血病の発症にはさまざまな要因が関係することから、業務と疾病の間の因果関係を個々の労働者ごとに認定するのは容易ではない。このため、放射線被ばくによる白血病の労災認定については、労災制度の趣旨に鑑み、労働者への補償の観点から、労災の認定基準を定め、これに合致すれば医学検討会の協議を経た上で業務以外の要因が明らかでない限り、労災として認定することとしております。したがって、2のほうの下に書いてありますが、白血病の労災認定基準は、年間5mSv以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を示すものではなく、労災認定されたことをもって科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではないというふうにしております。

ただ、こういった新聞発表等で、先ほどのアンケートにありまして、働く方々が非常に不安に思っているということがございましたので、厚生労働省のほうから廃炉カンパニーのほうには、

こういった不安を取り除くように、厚労省でつくっているパンフレット、「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」といったパンフレットを周知してほしいと。今までも新規入場教育の際には配っていただいたのですけれども、こうやってJヴィレッジ、それから1F構内のほうでのポスター等の掲示をしていただきまして、労働災害保険制度についてまず御理解いただくといったことも含めて、皆さんのそういった不安を取り除くように努めております。以上です。

○議長（玉根政策監）

それでは、今の白血病の労災認定ということで労働局さんのほうから説明いただきました。石田先生から不安に対する周知などの御意見があったのですけれども、そのほかございますか。

○石田専門委員

ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、先々月ですか、新聞・テレビでもかなり大きく報道されているので、実際に東京電力の管理区域の中で働いている人たち、特に私は当人たちよりも家族の方が過度に心配するのではないかというふうに思っています。ですから、今回、労災認定されたというのは、あくまでもこの3-3の資料の真ん中に書いてありますけれども、認定基準に該当すると、そういう事案があったということで労災認定になったわけであって、実際、該当する方ががんになるとか、そういったことを認めたわけではないわけです。そういう意味では、過度な心配にならないように、特にいろいろな新聞・テレビあるいは雑誌等では、かなりいろいろな報道がなされていますので、その辺を東電さんのほうでしっかりと、現地で働く労働者の方にお伝えいただければ幸いかなと思います。以上です。

○議長（玉根政策監）

先ほど回答いただきましたけれども、特に付け加えることはございませんか。

○東京電力

ありがとうございます。引き続き労災の認定、先ほど福島労働局様のほうからもありましたとおり、まずは労災がどのようなものなのかということもしっかりと理解をしていただくということもありますので、その辺のポスターも今、各所に張り出してありますし、今回の認定の経緯ということも、先ほども申し上げたとおりウェブサイト、また、こちらのアンケートの結果の中でも触れているということもありますので、ぜひ今後も理解活動を続けていきたいと思っております。

○宍戸専門委員

被ばく線量のことでお考えを聞きたいところがあるのですけれども、実は、緊急作業時で50mSvを超えた人の健康診断ということで白内障の検査をなさっていますね。それが25年よりも26年度の結果が、白内障の前駆症状を示す人が増えているという事実がどうもありそうで、これは厚生労働科学研究費の補助金をもらって、金沢医科大学の先生方が検査をした結果、どうもそういう結果が出ている。ただし、まだ白内障になっているわけではなくて、白内障の前駆症状を示した人の割合が増えたということなので、まだ今後どうなるかわからないということですが、やはりこ

これは、特に水晶体の被ばく線量を今まで被ばく線量を評価していないのです。これはUNSCEARも水晶体の被ばく線量を評価しなければいけないのではないかとことをちらっと最近のレポートで書いているのですけれども、それに該当する事例ではないかなと思います。ですから、水晶体の被ばく線量をきちんと評価するということをしないと、今まで私もこの会でずっと全身の被ばく線量のデータを見せていただいて、白内障の閾値というのは0.5SvというふうにICRPが最近言い出して、それよりも低い線量のようなのです。あるいは、水晶体の被ばく線量は評価していないからわからないと言ったほうがいいのかもしれませんが。ですから、本当はもう一度評価し直さなければいけない可能性がある、かなり防護ということでは大きな問題を抱えている部分なのかなと私は今考えているところです。

というのは、どっちが正しいのか。閾値が0.5Svというのが正しいのか、そうではなくて、それよりも低い線量でも白内障が起こる可能性があるのかという問題点を抱えているところですので、これはかなり大事なポイントに、今後の大きな問題になるのかなと。少し先走りかもしれませんが。まだ白内障になっていないので、そこまで言及する必要はないのかもしれませんが、一応、内部としてはそういうデータをこれからつくっていかなければいけないのではないかと気がしていますので、ぜひ、水晶体の被ばく線量の報告ということは何らかの形でやっていただけないだろうかというのが私の意見です。それに対して東電としてはどんなふうなお考えをお持ちなのか教えていただければと思います。

○東京電力

目の水晶体の線量ですけれども、御指摘のとおり、眼の水晶体の等価線量が3mm線量当量で測ることなのかなとと思っているのですけれども、全くそれを評価していないというわけではなくて、1cm線量当量と70 μ m線量当量の両方を管理していれば、3mm線量当量を超えることはないというふうに当社としては考えてございます。その1cmと70 μ は、今、我々は足し算して評価してございます。なので、それが適切な数字かといわれれば、やや保守的すぎる数字で評価しているというようなことではありますけれども、少なくとも線量限度という観点からすれば、我々としてもその数字としては管理しているというような状況だと思ってございます。

それから、実際に目の水晶体ですけれども、今、1Fの作業現場で、特に気にしなければいけないのはベータ線とかだと思っておりますけれども、ベータ線が出ているようなところはまず全面マスクを着用していますので、そういったところでは全面マスクのシールドで線量が若干遮蔽されて実際に目に届いていることもあり得ることだと認識してございますので、さらに今、1cmと70 μ は胸のところでは何のカバーもなしに評価している数字ですので、線量限度という観点からすると相当低く管理できているというふうに思っております。

○宍戸専門委員

私の言い方が悪かったかもしれませんが、たぶん現状での話ではなくて、緊急時の直後の話で、もし白内障が起こってきたという場合は、直後のときにどんなふうな状況だったのかということ、これはもう測定できませんので、いろいろな考え方から想定しなければいけないのだろうと思います。ですから、これはすぐにお答えが出るようなお話ではないけれども、そういうことも含めて

何らかの評価を、もう一度再評価をしなければいけないのではないかというふうに思っています。というのは、場合によっては、あそこにいた人たちがいわゆるベータ線だとか、場合によっては中性子とか、そういう今まであまりはっきり評価してきていなかったものの問題点が出てきている可能性があると思います。それはしかるべき専門家と相談しながら評価をし直す必要があるということをお前は言いたかったのですが。

○東京電力

本社、原子力保健安全センターの佐藤と申します。

先ほど説明がありましたように、ガンマ線、ベータ線、当時きちんと測れなかったところも評価をしてやっておりますので、水晶体のほうも評価はしているというふうに考えておるのですが、今、御指摘がありましたように、もし再評価するという必要があれば、厚生労働省様からの御指導をいただきながら、必要があれば当然やっていくというふうになると思います。

今回の研究については、まだ線量との比較とかそういうことまでできていないということもございますし、当然、白内障というのは線量というか放射線だけではなくて、いろいろな要因がありまして、自然に発症するということもありますので、そういうところの研究もまだこれから続くと思いますので、その辺の内容を見ながら今後いろいろ検討していきたいというふうに考えてございます。

○中央専門委員

一つお願いなのですが、やはりこういう動向というのはこの会議でやはり討論すべきことなのかなと私は思っているのですが、ですから、もしそういうデータが出たり、あるいは線量評価のやり直しをしたらどうかというところで、もしいろいろな結論が出ましたら、ぜひこの部会で報告していただければありがたいなと思います。

○東京電力

わかりました。

○議長（玉根政策監）

よろしくお願ひします。

○岡嶋専門委員

2点お尋ねしたいと思います。

まず1つ目は、資料3-1-3で、身体汚染発生状況報告を行っております。何度か1Fの中に視察等で入らせていただいていることから、これはどういう状況でこのようなことが発見されるのかという、たぶん出てくるときに、一番上の防護服を脱いで、測定するところでたぶんアラームが鳴ったりして、そこで発見という形だという理解で良いでしょうか。

○東京電力

はい。今の御指摘のとおりでございます。

○岡嶋専門委員

装備の汚染のほうはどの時点で発見されるのですか。先ほどの御説明だと、たとえば、下着を脱いだ時点で、下着の汚染が判明する状況だとすると、たしかあれば上の服を脱いだりして、手袋を脱いでいくとか、その後、1枚目を全部、一番外側を脱いでいくということで、装備の汚染というのはどの時点で発見されるのですか。

○東京電力

装備の汚染というのは、いわゆる下着とかの汚染でございまして、その下着の上に、管理対象区域に入るときに、まず専用の下着に着替えて、その上にさらにカバーオールを着て、そのほか帽子とか靴下を着用して現場に入るわけですけれども、そのうちの一番最外周部、例えば靴下であれば2枚目の外側を脱いで、カバーオールは脱いで測るというような状況になるわけですけれども、ただ、退出モニタで測るときには、帽子と下着と靴下の1枚目は着用したまま測るということになりますので、それを装備と言ってございます。下着とかが汚染しているケースというのが、例えば10月1日であれば9件というようなことでございます。

○岡嶋専門委員

ということは、ハンドフット（モニタ）のところで、例えば帽子とか、そのようなもののコンタミが測れたということは、装備の汚染ということですか。

○東京電力

そのとおりでございます。

○岡嶋専門委員

とはいえ、私が思うに、その下のところで「作業上の問題がないか確認」というお話があるのですけれども、これはそういう作業が特定できるのですか。大量の人がここに入って出ていくことで、そういうようなことが特定できるのかどうかというのが一つ、それがなければどこにどういう形で作業上の問題があるのかわからないのかを特定して行って、あるいは確認するという形で対応されているのか。かなり多数の人がやってきて作業されていますので、その辺のところはどうなのだろうと。そのところで増加傾向等は適宜指導とおっしゃられているのですけれども、そういうようなことが特定できていけるのかどうかという東電側の対応というシステムを少し教えていただければと思います。

○東京電力

退出モニタのところで引っかかった人、汚染が検出された人につきましては、まず、本人に所属の企業とか、どういった作業をしたのかとか、あと、その会社の放射線管理員の方にも御協力をい

ただいて、どんな装備をしていたのかとか詳しく聞き取りをさせていただきます。その上で問題がなかったかどうかというのを確認して、どこが悪かったかということのを反省しながら、協力企業さんに対して対策をお願いしたりだとかというようなやり方をしてございます。

実際に、これについては、1日最大でも、この10月であれば例えば11件というような人数ですので、今の状態であれば、ほかの聞き取り調査までできるような発生件数ですので、個別に詳細な調査等、対策が必要であれば対策をしているというような状況になります。

○岡嶋専門委員

そのときに、装備汚染がなくて、身体汚染が $40\text{Bq}/\text{cm}^3$ のところ結構多いのです、事例として。そういう状況というのは、かなりあるのかと思ったりしているのですけれども、その辺を具体的にどのようなお考えをされているのかを教えていただけたらというのが1点で、今すぐでなくてもいいので、後でも教えていただければと思いますというのが質問の趣旨です。

もう一つの質問は、資料3-1の今度は2Fのほうの線量状況で、右の下のグラフです。作業環境推移がありまして、冷却材の浄化系の出口配管の線量減衰状況というのが書かれているのですが、ここで黄色の線としてコバルト-60の減衰の線がここに書かれているのですが、この線量は大きく線源というか、ソースとして考えられるのはコバルト-60というふうに考えられているからこれを書かれたのでしょうか。

○東京電力

おっしゃるとおりです。支配的となっている核種はコバルト-60でありますので、それを基準に評価をしてございます。

○岡嶋専門委員

というのは、運転時にコバルト-60ができたようなのがこういうポンプのところにたまって、それが主たる線源という理解をしてよいのですか。

○東京電力

そうです。これは代表的に、代表ポイントとしてこのポンプの出口配管を選択しておりますが、コバルト-60が支配的であるというところから、おっしゃるとおりの評価をしてございます。

○岡嶋専門委員

ちょっと気になったのは、そういうコバルト-60はどこからか出てきてそこにたまったということですよ、たぶん。要は、ここの部分が放射化してコバルト-60ではないですよ。

○東京電力

違います。

○岡嶋専門委員

ですよね。そういうコバルト-60が出てくる可能性はやはりあるのですか。

○東京電力

今現在、このポンプは停止しておりまして、新たな放射能として蓄積してきているものではございませんので、当時、動いていた時代のものが今も残っていると。

○岡嶋専門委員

鉄か何かの腐食が、ここにたまっているということですか。水質管理のように運転している状況からして、こんなところにコバルト-60が出てくるのかしらとちょっと思ったりしていて。

○東京電力

すみません。福島第二の櫻井と申しますけれども、運転中は少なからず、給水から復水器の腐食とかで、鉄も、もちろんございます。それが炉内で放射化されまして、コバルト-60ができるという、コバルトのメカズムはそういうメカニズムになります。それが今、クリーンアップ、原子炉浄化系をコバルト-60を含んだ水がぐるぐる回っていますので、その循環している間に配管に付いたり、配管の内側に付いたりして、そこにコバルトが残るというふうなメカニズムであると考えています。

○岡嶋専門委員

わかりました。ここは浄化系のところでコバルト-60だと。そのように僕は思えなかったのです。当然、腐食等で発生するのはわかるのですけれども、それがずっとこんな形で残っているのだろうというのは考えにくいなと思っていたのですが、今おっしゃったような形だとすると、停止後にこれを運転していて、それを腐食がこういう形でコロイドになるという理解でいいのですね。

○東京電力

運転中に付着したものがいまだに残っているという考えです。

○岡嶋専門委員

わかりました。

○東京電力

すみません。1点目の御質問ですけれども、まず、表の見方ですけれども、すみませんが再確認させていただきたいのですが、一番最後のところで汚染発生の合計が156件ということになってございます。その156件の内訳で、身体に届いている汚染が156件中24件、下着とか靴下の汚染が132件というようなことで、身体に届いている汚染というのは、10月でいえば24件ということでございます。

この24件の内訳というか、分析をしたところ、やはり一番多いのは靴下の汚染というものが多う

ございます。足の汚染というのが多くて、これは何かというと、ひとえに靴が汚れていて、現場の作業靴が汚れているというようなことだというふうに思っておりますので、その対策に対しましては、週に1回、いっぱいありますけれども、全数が1週間に行き渡るように汚染検査をして、汚染している靴については積極的に廃棄するですとか、靴を脱いだ後に汚れた足で歩いてしまっているようなことがありますので、1日に2回、靴を脱いだところの拭き掃除（乾いた雑巾）をしているというような状況でございます。

○岡嶋専門委員

ありがとうございます。ちょっと僕が気にしたのは、この表の40Bq/cm³超過のほうをご覧になると、身体汚染はトータルで5件あって、その身体汚染を行ったときに装備汚染はないのだなということです。具体的にいきますと2日、あるいは15日、17日、26日、29日の5件、これは全部、身体汚染はあるのだけれども装備汚染はないのです。

○東京電力

当然、装備も汚染しておりますが、ただ、体に届いているほうの汚染につきましては装備汚染の件数に含めていないということでもあります。当然、装備の下に体があって、そこに汚染が届くということでもありますので、そういったものに対しては、身体が汚染しているということでダブルカウントしないで、まず身体汚染に入れているというふうにカウントしているということです。

○岡嶋専門委員

では、この件数の数え方が、今おっしゃるように、身体汚染があったときに装備汚染もあれば、それは身体汚染に含めるという形の理解でいいですか。

○東京電力

さようでございます。

○岡嶋専門委員

了解しました。そうでないと、装備汚染しないで身体だけ汚染するというのだと、どういう状況でこんなことが起こったのだらうということで、それもこういう大きなレンジのところで起こっているわけですから、かえってそのほうが問題視すべき問題ではないのかと理解したので質問をさせていただきます。

○東京電力

失礼しました。質問の趣旨をきちんと理解できてございませんでした。ありがとうございます。

○宍戸専門委員

念のための確認ですけれども、内部被ばく線量という観点からすると大したことはないのですね。ホールボディカウンターで測っているから計算できるはずですね。それと、核種の同定はできてい

るのでしょうかということです。たぶん大ごとになっていないからそんなに内部被ばく線量という形でいえば問題ないですよということ。

○東京電力

ここにお示ししているのが体の表面に付いた汚染の数であります。そのうち、例えば、先ほど足が汚れているケースが多いというふうに御説明しましたけれども、仮に口の周りであるとか鼻の周りであるとか、体の中に取り込む可能性のある場所が汚れていた場合には放射線核種を吸い込んだ可能性があるということで、ホールボディカウンターをそのときに受検して内部被ばくがあるかどうかということの評価します。

○宍戸専門委員

そこまでは聞いていないケースだけなのですね。今日話をされている内部被ばく線量だったら、どうなのでしょうということ。

○東京電力

取り込んでいなければ、汚染が発生した時点では評価しませんで、3カ月に1回、ホールボディカウンターで評価するというふうに当社としてやってございますので、そこでは有意な内部被ばくというのは、もちろん震災当時に内部に取り込んでしまった人は別ですけれども、有意なような取り込みがあったということは発生してございません。

○宍戸専門委員

このチェックでそこまで追いかけて、ホールボディカウンターで確認はしているという、それが大事かなと思うのですけれども。

○東京電力

この表の中に、例えば、内部取り込みのおそれがあるような口とか鼻の周りの汚染の件数も含まれてございますので、仮にそういったことがあって、いわば内部に取り込んだ可能性があれば、ホールボディカウンターを受検させるということはきちんとやってございます。

○議長（玉根政策監）

よろしいですか。内部被ばく線量の低減化ということについても、作業員の安全管理、作業の環境改善とあわせて非常に重要だということでございますので、東京電力においては、今後、建屋内をはじめとして、格納容器内の調査など、高放射線量の作業が行われることから、さらに線量低減に努めるとともに、今質問があったことも含めて、身体汚染については原因分析を詳細に行い、発生件数の低減に努めること、また、福島労働局におかれましても、被ばく線量の低減化と作業環境の改善について、引き続き東京電力をしっかりと御指導いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議題（４）その他報告事項

○議長（玉根政策監）

それでは、時間も押し迫って大変いつも恐縮なのでございますが、福島労働局より、今年度上半期の監督指導結果について報告いただきたいと思っております。

○福島労働局

お手元でございます資料４－１をご覧になっていただきたいと思っております。タイトルが「東電福島第一の廃炉作業を行う事業者に対する監督指導結果について」ということで、この資料は原発事故発生以降、今年の９月末日までに、私ども福島労働局、それから労働基準監督署が、緊急作業、廃炉作業に従事する事業者に対してこれまで指導した結果を取りまとめて、１１月２０日にプレス発表した資料でございます。このような形での資料ということは今回が初めてでございます。違反件数、違反率、経年的な件数等を入れたものとしては初めてということでございます。単年度におきましては、１月から９月末とか、４月から９月までといったようなデータを小分けにして公表したことはございますけれども、このようなものを公表するのは今回が初めてということでございます。

時間もありますので簡単に説明しますと、震災以降、９月３０日までに監督指導を実施した件数につきましては７２４事業者でございます。これらは延べ数でございますので、同じ事業者に対して複数回、監督指導しているものもございまして、これら７２４事業者のうち、労働基準関係法令に違反があった事業者数が４０９ということで、違反率にしますと５６．５％というような結果になっております。

この違反の内容でございますけれども、違反件数としましては全体で６５６件でございます。違反事業者数よりも多いのは、１事業者で複数の違反があるときにはダブルカウントいたしますので、そういったことで違反事業者数の４０９よりも多くなっております。違反を大きく分けると、労働条件関係違反が４０６件、安全衛生関係に関する意見が２５０件ということで、労働条件に関する違反が非常に多くなっております。

また、安全衛生に関する違反のうち、電離則に関する違反が１１３件、その他の安全衛生法違反が１３７件というふうになってございます。

細かい内容につきましては、資料の１、２に記載されてございます。労働条件関係につきましては資料１を見ていただきたいと思うのですが、図１を見ていただくとわかりやすいと思っております。まず、労働条件通知書が４８件、割増賃金が１６８件、続きまして賃金台帳が６３件ということで、この３つが非常に多いというような状況になっております。

図２につきましては安全衛生法関係法令の違反でございますけれども、線量当量が４７件、あとは健康診断関係の３２件、その他、労働安全衛生法の１３７件ということでございます。

これらについて、さらに資料の２を見ていただきたいと思うのですが、これが年ごとに出した数字でございます。違反率は最近、５０％台で推移しております。その表１のところの違反件数につきましては最近の状況を見ますと、労働条件関係がやはり非常に多いこと。平成２７年につきましては、１月から９月まで２２５件の違反で、うち労働条件関係が１７９件、安全衛生関係が４６件となっております。

また、その下の表には労働基準法関係と安全衛生法関係がさらに細かく載っております。労働条件関係を見ますと、労働条件の明示というものが年々多くなってございます。また、割増賃金の違反、

賃金台帳の違反が多く、やはり入場する労働者数が非常に多くなっていること、新規に入ってくる事業者が多いということで違反が高くなっているのかなというふうに判断しておりますので、引き続き新規に入場する企業に対する指導、フォローを東電さんにはお願いしたいなと思っております。

また、労働安全衛生法関係の（２）には電離則違反というものでございます。これを見ていただきますと、近年につきましてはだんだん違反件数が減ってきております。ただ、やはり原発構内での電離則違反でございますので、やはり原子力事業者、それに携わる元方事業者、協力業者の方につきましては、少なくとも電離則に関する違反というのは、私どもとしてはゼロを目指しておりますので、引き続き強力なバックアップというか、支援を東電さんのほうにもお願いして、この数字は本当に28年以降はゼロに必ずしていただきたいなというふうに思っています。

その他の安全衛生法違反で突出しているのは元方事業者の講ずべき措置というものが合計60件ということで突出しております。これを簡単に説明しますと、労働安全衛生法の29条違反ということですが、これは元方事業者に対して、関係請負人に対して必要な指導を行うことが明記された条文でございます。ですから、関係協力会社で何らかの違反が生じてしまうと、必ずこの29条で元方に対して必要な指導をしていただかなかったのですねということで違反勧告されるものでございますので、そういったことで元方事業者がとるべき措置の60件というのが突出しているということになっております。

また、最近では電離則違反というものは少なくなっておりますけれども、その他の労働安全衛生法違反というのは、やはり死亡災害とか重篤な災害につながる違反に係るものでございますので、その辺のフォローもしていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、このような結果を踏まえまして、私どもとしましては、資料の1枚目の最後に書いておりますけれども、福島労働局では引き続き廃炉作業を行う事業者に対して、重点的に監督指導を行い、法令遵守の徹底、及び、平成27年8月26日に策定しました「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」を定める措置の適切な実施を指導してまいりたいと思っております。

さらに申し上げますと、やはり重篤、悪質な事案があれば、これまでも労働安全衛生法違反ということで書類送検している事案もございます。やはりこういった悪質な事案については今後も厳正に対処してまいりたいと思っておりますので、引き続き作業者の安全衛生の確保に努めていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（玉根政策監）

時間も押し迫ったのですけれども、今の御説明をいただきました。1Fについては当然、原子力の作業ということでほかの事業所とは違うのですけれども、何かこの指導件数全体で特徴的なものというのはございますか、ほかの事業と比べまして。今申し上げたとおりですか。

○福島労働局

こういうお話が適切かどうかというのはあるのですけれども、違反率として高いか低いかということをお質問される場合がございます。全国的には建設業の違反率は60%台という数字も出ており

ますので、そういった意味では突出して高いとか、低いというようなデータではないかなというふうに思いますので、なかなかコメントしづらいところです。

○議長（玉根政策監）

わかりました。引き続き指導方よろしくをお願いします。

○福島労働局

わかりました。

○議長（玉根政策監）

それでは、合同パトロールについて簡単に。

○事務局

県の原子力安全対策課の酒井でございます。私のほうから、資料4-2の「合同パトロール」の結果について御報告したいと思います。

お手元をご覧ください。1番に趣旨と書いてございます。今ほど労働局さんからも御説明があったとおり、経緯がまとめられておりますけれども、1Fには7,000人近くの方々が毎日、作業のため入ってございます。その関係で、労働者の方が非常に増えているということ、それから死亡災害がまた今年も発生しているといったことを背景としまして、労働局さんのほうから1日パトロールをして、新たな災害を1件でも減らそうというところで一緒に確認したらどうですかというような申し出もあったものですから、このような形で合同パトロールを実施しまして、初回、10月21日に実施してございます。

実施方法については、この日は2班体制で入っております、そのうち片方に県の職員が入っております。県の職員についても、この場でも何回か申し上げてございますけれども、毎日、発電所のほうに入っているいろいろな状況等を確認しています。それと併せてこの日は労働災害関係の確認に特化して確認したということでございます。

調査結果でございますけれども、この日は北側の5号機のほうを回ってございます。まずはタービン建屋の2階フロアでの作業状況、仮設足場、写真のほうでも行われているところがございまして、こちらのほうの組み立て状況ですとか、あるいは現場の安全掲示盤の掲示内容、こういったものをご確認ください。

裏面をご覧ください。5・6号のサービス建屋のところに設けられていますホットラボの拡張工事、こちらの現場を確認してございます。この際、塗装の作業を行っておりますので、有機溶剤の使用状況ですとか、あるいは現場におきまして、これは労働局さんのほうですけれども、作業主任者の専任状況等についての聞き取り等を行ってございます。

最後ですけれども、5号機のタービン建屋、こちらのほうではポンプの試運転をしておりました。こちらのほうで、実際に作業を行っている状況を確認して、巻き込まれ防止の措置とか実際にとられている労働災害防止の具体的な取組状況について確認してございます。

こちらについては一例ということで御紹介させていただきましたけれども、今後におきましても、

労働局さんと定期的に確認に行きたいというふうに考えてございますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

○議長（玉根政策監）

これで議題は終わったところでございます。時間も、申し訳ありませんが大幅に回っているのですけれども、何かほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、再度、簡単にもう一度、申し入れについて確認させていただきますので、少し時間をいただきたいと思ひます。

まず、アンケートにつきましては、その結果、対策を講じることとすることにしたものについては確実に実施することはもちろんですけれども、対応を検討中であるものについては、積極的に対応を実施し、さらなる労働環境の改善に努めてください。

また、労務費の割増分の支払いについても、まだ説明通りの割増がされていないとの回答もあります。やはり、この結果に基づいて、関係事業者と一体となって具体的に実効性が上がるよう、手法の改善を行いながら、作業員の方に労務費の割増賃金が適切に支払われるよう対応すること、また、作業による死亡事故の発生防止、これが非常に重要でございます。それとともに、事故等により亡くなっている方やけが人も多く発生しております。健康管理対策、安全管理対策をしっかりと行い、作業員の方が安全で安心して働ける作業環境を支援すること、以上の申し入れ事項については東京電力に対して文書で通知したいと思ひます。

それでは、事務局からその他の連絡事項について簡単に説明をお願いします。

○事務局

追加で御意見などございましたら、12月18日の金曜日までに事務局へ御連絡いただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（玉根政策監）

以上で会議を終了します。時間が遅れて大変申し訳ありませんけれども、さまざまな御意見、本当にありがとうございました。重く受け止めていただきたいと思ひます。

最後に、廃炉に向けた作業を安全かつ確実に実施することが、冒頭の御挨拶に申し上げたとおり、本県の復興の大前提であります。そのためには作業員の安全確保が何よりも不可欠であります。今後とも関係機関や皆様と連携しながら、作業に従事する方々の安全衛生対策等の推進を図ってまいりたいと思ひますので、引き続き協力のほどお願ひします。

それでは事務局、お願ひします。

○事務局

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間お疲れさまでございました。ありがとうございます。

(以 上)